

HIRADO-CITY



第3期平戸市 子ども・子育て 支援事業計画

子どもが健やかで 笑顔とやさしさがあふれるまち

令和7年3月

長崎県 平戸市

ごあいさつ

本市では、平成 27 年 3 月に「平戸市子ども・子育て支援事業計画」（第 1 期計画）を、令和 2 年 3 月に「第 2 期平戸市子ども・子育て支援事業計画」（第 2 期計画）を策定し、ともに基本理念を「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」と掲げ、他の自治体に先んじて保育料・副食費の完全無償化や放課後児童クラブの整備を行うなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めてまいりました。

我が国においては、少子高齢化や人口減少が進んでいますが、特に少子化は急速に進行しており、我が国が直面する最大の危機であるとされています。そこで、国は、令和 5 年 12 月に「こども大綱」及び「こども未来戦略」を策定し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて動き出しました。

本市においても、少子化の傾向は顕著に表れていることから、さらなる子ども・子育て支援に取り組む必要があります。このような中、第 2 期計画が令和 6 年度をもって期間満了となることから、第 2 期計画の検証や子育て当事者に対するアンケート調査を実施し、改めて「第 3 期平戸市子ども・子育て支援事業計画」（第 3 期計画）を策定しました。

第 3 期計画では、基本理念を「子どもが健やかで笑顔とやさしさがあふれるまち」とし、次代の平戸を担う全ての子どもが健やかに成長するとともに、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指すため、行政だけでなく地域社会が一丸となって子ども・子育て支援に取り組んでいただきたいと切に願っています。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、内容について度重なるご審議をいただいた平戸市子ども・子育て会議の委員の皆様及び関係機関の皆様に心から感謝いたしますとともに、今後もなお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 3 月

平戸市長 黒田 成彦

目 次

第1章／計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの子ども・子育て支援の概要	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の策定体制	5
5 計画の期間	6
6 市民意見の反映	6
第2章／子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 人口・世帯・人口動態等	7
2 第2期計画の進捗状況と評価	18
第3章／調査の結果概要及び課題	28
1 平戸市子育て応援ニーズ調査の結果概要	28
2 平戸市子どもの生活についての調査の結果概要	35
3 子ども・子育て支援における本市の課題	46
第4章／計画の基本方針	48
1 基本理念	48
2 施策体系	49
第5章／子ども子育て支援事業における施策展開	50
基本目標1 地域ぐるみの子育て支援を推進する	50
基本目標2 子どもの健全な発達のための環境を整備する	55
基本目標3 子育て世帯の自立を支援する	59
基本目標4 子どもの健全な成長発達を支援する	61
基本目標5 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境を整備する	67
基本目標6 子どもの安全を確保する	71
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組を推進する	74
基本目標8 子どもの貧困解消へ向けた取組を推進する	77
第6章／子ども子育て支援事業における提供体制	81
1 提供区域の設定	81
2 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」	85
3 地域子ども・子育て支援事業の実施	101
4 放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画	120

第7章／計画の推進体制	123
1 関係機関等との連携	123
2 計画の達成状況の点検・評価	124
資料	125
1 平戸市子ども・子育て会議条例	125
2 平戸市子ども・子育て会議 委員名簿	127

第1章／計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援の推進に向けて、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されてから約 10 年が経過しました。

平戸市(以下「本市」という。)では、平成 27 年に「平戸市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、計画に基づいて教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制及び質の確保を進めてきました。

しかし、その後も全国的に少子高齢化の進展や社会保障負担の増加、児童虐待、子どもの貧困等、保護者や子どもを取り巻く環境や問題の多様化が進みました。こうした中、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。また、子ども政策の司令塔として、こども家庭庁が令和5年4月に発足しました。

さらに、「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の改正により、妊婦等包括相談支援事業や乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されたほか、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられるなどしました。

本市ではこのような状況を踏まえ、第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズを把握するため「平戸市子育て応援ニーズ調査」を実施して、本市の現状を再度、分析・整理し、実施主体として引き続き子ども・子育て支援新制度の取組を計画的に推進していくため、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とした「第3期平戸市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



2

これまでの子ども・子育て支援の概要

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するべく施行されています。

子ども・子育て関連3法(平成 24 年8月 22 日公布)

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正法)
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正)

主な目的

1. 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

主なポイント

1. 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
2. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援
4. 基礎自治体(市町村)が実施主体
5. 社会全体による費用負担
6. 子ども・子育て会議の設置

(第2期計画策定後の国の動向)

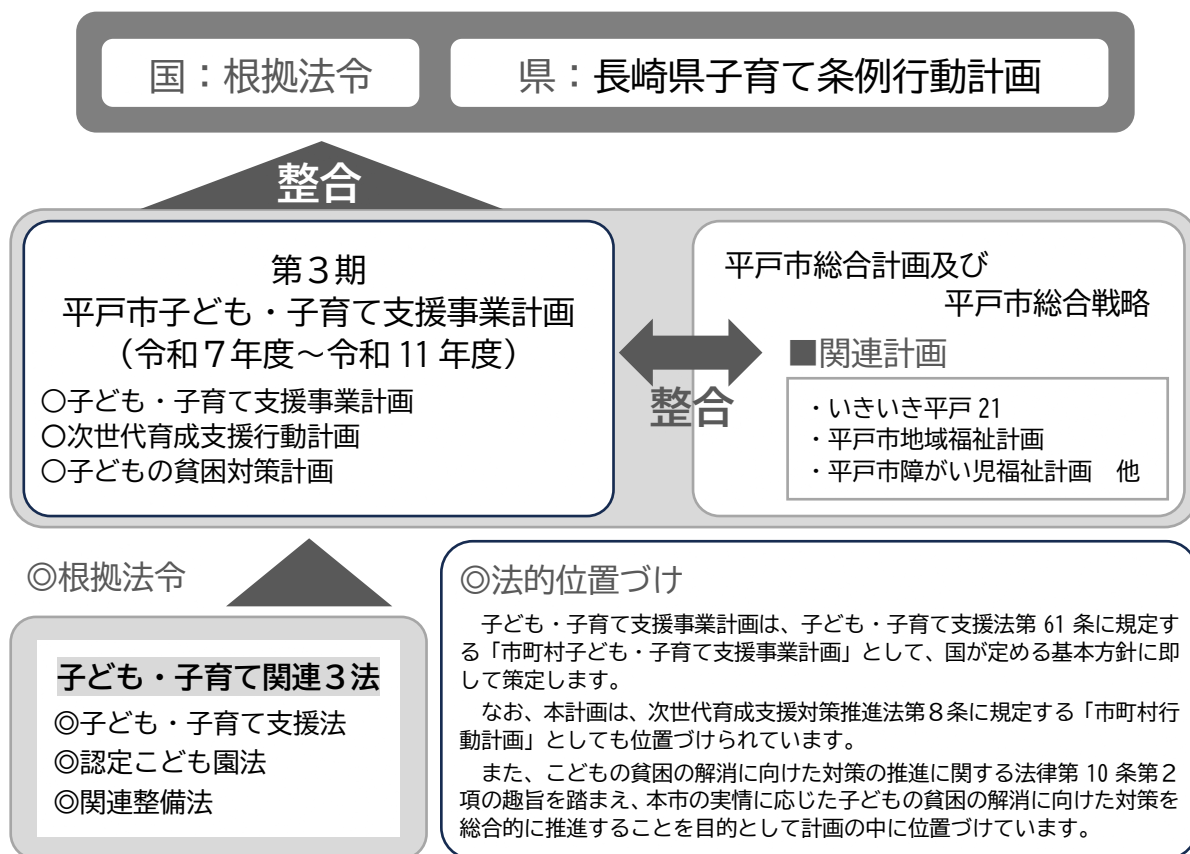
年	法律・制度等	内容
令和 2年	少子化社会対策大綱閣議決定	●結婚・子育て世代が将来の展望を描ける環境づくり、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える、地域の実情に応じたきめ細かな取組の推進、結婚・出産・子育てに温かい社会づくり、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用。
	全世代型社会保障改革の方針	●人生100年時代の到来を見据え、「自助・公助・共助」そして「絆」を軸にお年寄りに加え、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築。
	新子育て安心プラン	●令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備。
令和 3年	子ども・子育て支援法及び児童手当法改正	●施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げを実施。 特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とする（令和4年10月支給分から適用）。
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	●こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としてこども家庭庁を創設。
令和 4年	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	●令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することなどを目標とする。
令和 5年	こども・子育て政策の強化について（試案）	●若い世代の所得を増やし、社会全体の構造・意識を変え、すべての子育て世帯を切れ目なく支援。
	「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行	●こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて設置（令和5年4月）。 ●こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法（令和5年4月）。
	「こども大綱」閣議決定	●こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める。
令和 6年	子ども・子育て支援法等の一部を改正	●こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための法案。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられます。また、国より示された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組む施策、事業の目標や実施時期を明らかにして取組を推進します。

また、第2期計画にて定められた事業・施策は次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられており、本計画においても同様に包含し、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律において努力義務でもある「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も一体的に策定し、進めていく計画として位置づけます。

策定にあたっては、上位計画となる「平戸市総合計画」や「平戸市総合戦略」の子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持つものとしています。



なお、「子ども・子育て支援法」第61条には、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、次の内容について市町村が計画することとなっています。

●市町村計画に盛り込むべき事項(国の定める基本指針)

【必須記載事項】

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

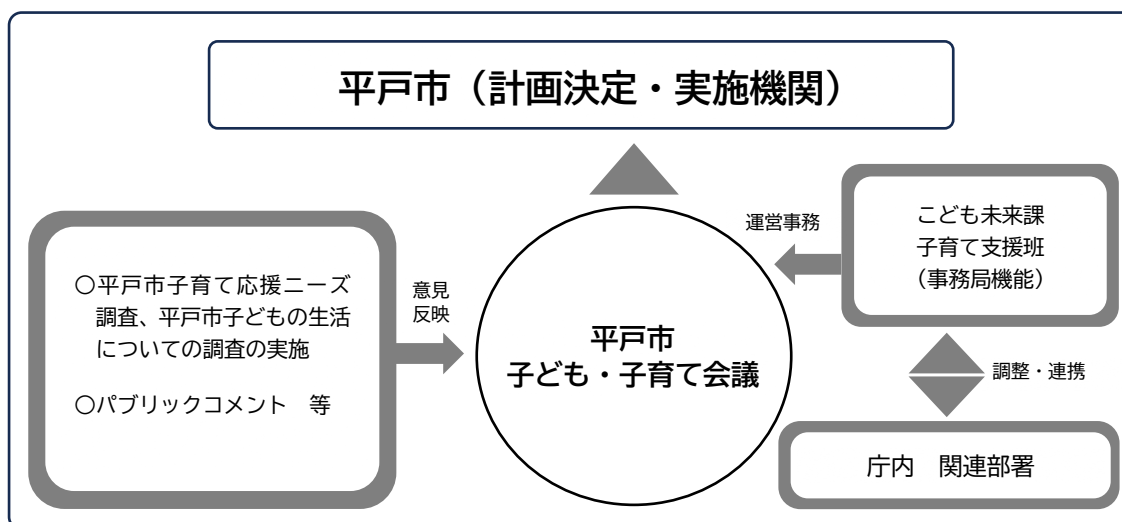
【任意記載事項】

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
4. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72条に基づき、平戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置します。

子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定並びに本計画に関して意見を示し、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、実施状況を調査審議します。



5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても法制度の変更や社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行うこととします。

令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
					第3期平戸市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				
第2期計画									

6 市民意見の反映

本計画の策定にあたっては、子どもたち自身、子育て中の保護者及び子育てを担う市民の皆様のご意見を広く聴く機会を設けています。

-
- ① アンケート調査（子育て応援ニーズ調査、子どもの生活についての調査）の実施
 - ② パブリックコメントの実施
 - ③ 子ども・子育て会議による委員の皆様からのご意見
-

第2章／子ども・子育てを取り巻く環境

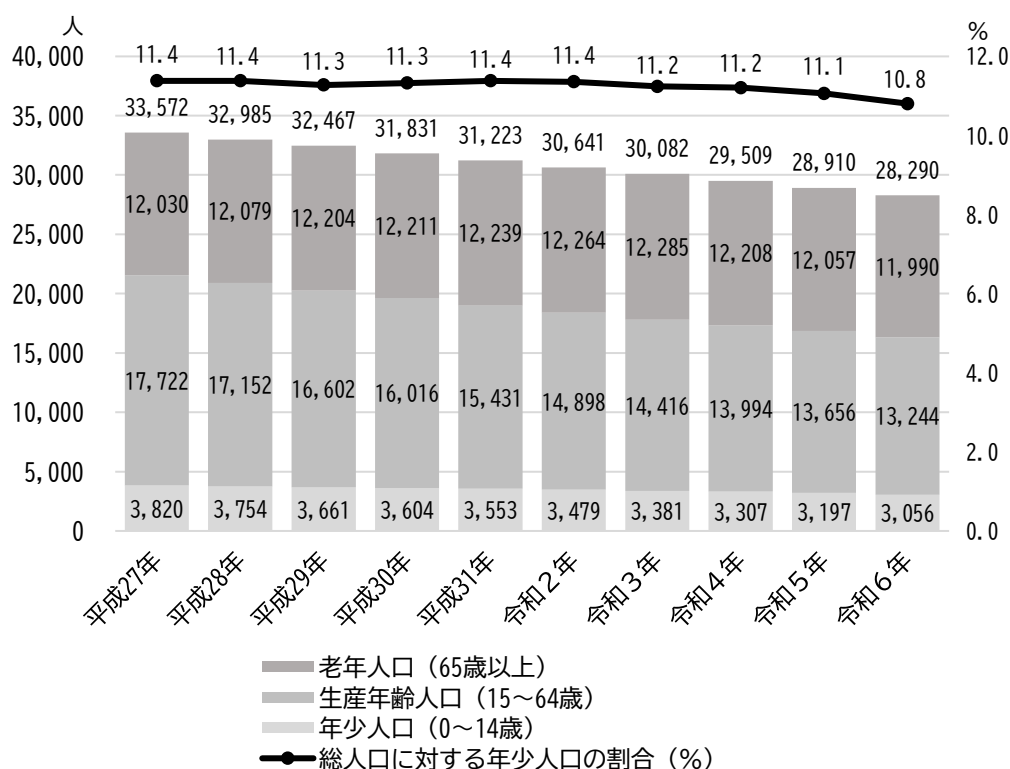
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

総人口の推移についてみると、平成27年から令和6年にかけて5,282人(▲15.7%)の減少がみられ、年少人口(0～14歳)においては764人(▲20.0%)の減少がみられます。

総人口、年少人口ともに減少傾向で、全国の傾向と同様に少子化の傾向であり、総人口に対する年少人口の割合についてみると、平成27年の11.4%から令和6年の10.8%まで0.6ポイント減少しています。

■ 平戸市における年齢(3区分)別人口の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日

■ 地区別就学前児童(0～5歳)・小学校児童(6～11歳)

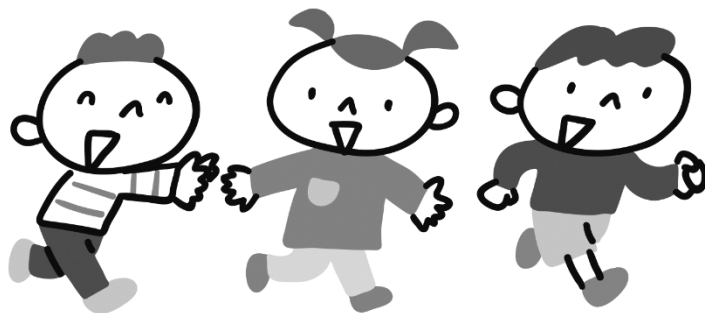
本市の各地区の就学前児童をみると、ほとんどの地区で減少傾向にあります。また、小学校児童については田平地域のみ増加傾向にあり、その他の地域では減少傾向にあります。

0～11 歳まで全体での推移をみると、全体的に減少傾向がうかがえます。

【単位:人】

地 区	年 齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
度 島	0～5 歳	29	27	19	16	12
	6～11 歳	28	33	31	34	27
平戸北部	0～5 歳	452	432	413	382	353
	6～11 歳	508	504	499	469	453
平戸中部	0～5 歳	123	104	119	110	104
	6～11 歳	145	143	137	139	134
平戸南部	0～5 歳	137	126	113	101	95
	6～11 歳	193	191	183	180	158
生 月	0～5 歳	116	112	96	77	72
	6～11 歳	158	141	132	115	107
田 平	0～5 歳	378	374	355	352	332
	6～11 歳	389	385	404	414	422
大 島	0～5 歳	31	31	35	33	33
	6～11 歳	38	37	37	27	25

資料:住民基本台帳 各年4月1日



(2) 将来の人口推計

令和 7 年から 11 年の平戸市の児童人口の推計及び地区別の児童人口推計をみると、ほぼ全市的に減少傾向となっています。

■ 平戸市の児童人口推計

【単位：人】

	実績			計画期間 推計				
年齢	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	155	153	127	139	135	132	130	127
1 歳	172	162	158	130	144	140	139	135
2 歳	182	169	166	161	133	146	142	140
3 歳	209	181	171	170	165	136	149	145
4 歳	206	205	174	170	168	163	137	146
5 歳	226	201	205	176	170	169	167	139
0～5 歳	1,150	1,071	1,001	946	915	886	864	832
6 歳	234	220	191	202	174	167	169	165
7 歳	229	232	218	191	200	176	167	166
8 歳	218	226	230	217	190	200	174	166
9 歳	257	213	223	228	214	188	197	172
10 歳	235	249	213	223	228	215	188	197
11 歳	250	238	251	214	225	229	217	190
6～11 歳	1,423	1,378	1,326	1,275	1,231	1,175	1,112	1,056
0～11 歳	2,573	2,449	2,327	2,221	2,146	2,061	1,976	1,888

※実績：住民基本台帳 各年4月1日

※推計：コーホート変化率を基に推計（0 歳児推計は令和 4～6 年実績）

■ 地区別の児童人口推計

— 一度島 —

推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	12	11	11	11	10
（0 歳）	2	2	2	1	1
6～11 歳	28	29	23	17	14

—平戸北部—

推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	333	310	298	279	277
（0 歳）	52	51	50	49	48
6～11 歳	426	408	391	375	352

—平戸中部—

推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	101	100	103	92	93
（0 歳）	15	14	14	14	13
6～11 歳	123	118	109	121	110

—平戸南部—

推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	86	80	71	74	70
（0 歳）	12	12	11	11	10
6～11 歳	150	139	123	108	94

—生月—

推計（人）					
年 齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	55	55	46	43	38
（0 歳）	7	7	6	6	5
6～11 歳	100	91	86	75	64

—田平—

推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	328	325	324	333	315
（0 歳）	47	46	46	46	47
6～11 歳	418	419	416	385	389

—大島—

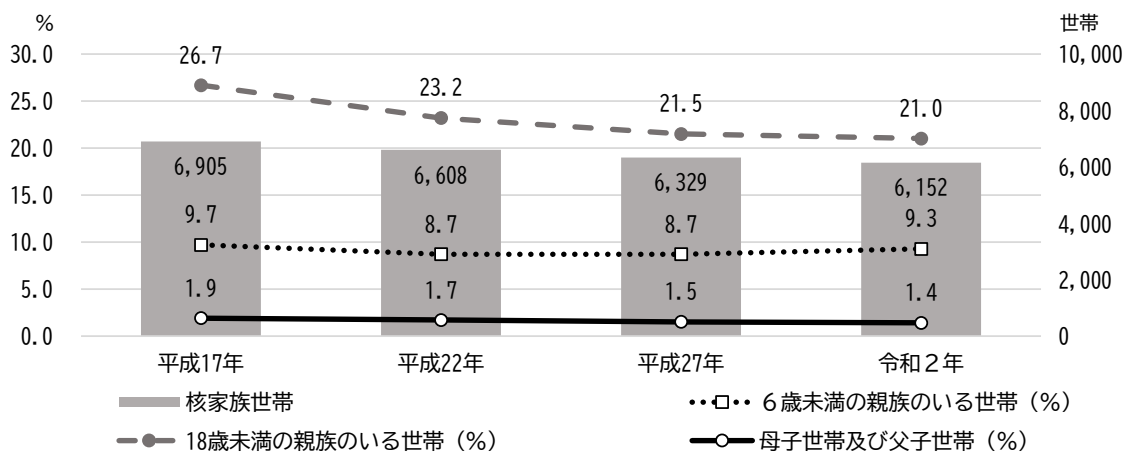
推計（人）					
年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	31	34	33	32	29
（0 歳）	4	3	3	3	3
6～11 歳	30	27	27	31	33

(3) 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向を示し、令和2年には 11,962 世帯となっています。そのうち核家族世帯は 6,152 世帯となり、うち6歳未満の親族のいる世帯が 9.3%を占め、18 歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となり 21.0%を占めています。

また、母子及び父子世帯が減少傾向となり 1.4%を占めています。

■ 各世帯の家族類型における子どものいる世帯割合の推移



資料：総務省統計局 国勢調査

※核家族世帯に対する割合、母子及び父子世帯については一般世帯に対する割合

【単位：世帯、%】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	13,501	12,837	12,372	11,962
核家族世帯数	6,905	6,608	6,329	6,152
核家族世帯の割合 (%)	51.1	51.5	51.2	51.4
6歳未満の親族のいる世帯数	672	578	548	570
6歳未満の親族のいる世帯の割合 (%)	9.7	8.7	8.7	9.3
18歳未満の親族のいる世帯数	1,846	1,534	1,362	1,293
18歳未満の親族のいる世帯の割合 (%)	26.7	23.2	21.5	21.0
母子及び父子世帯数	262	214	189	172
母子及び父子世帯の割合 (%)	1.9	1.7	1.5	1.4

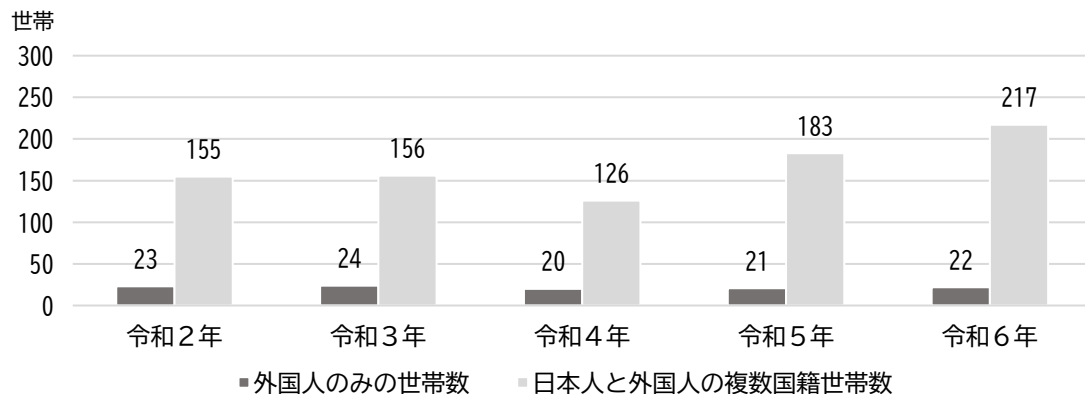
資料：国勢調査

※国勢調査における「母子世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女親と子どもから成る世帯」のうち、未婚、死別又は離別の女親と未婚の 20 歳未満の子どものみから成る世帯と定義している。したがって、20 歳以上の子どもが1人でもいる世帯や、父親の単身赴任や長期出稼ぎなどによって、調査時に女親と子どものみとなっている世帯は含めていない。

(4) 外国人世帯の状況

本市の外国人のみの世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年には22世帯となっています。また、日本人と外国人の複数国籍世帯数は、令和4年に減少がみられたものの増加傾向にあり、令和6年には217世帯となっています。

■ 外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯の推移



資料:住民基本台帳 各年4月1日

(5) 各種障害者手帳の保有者数の状況

本市の各種障害者手帳の保有者数についてみると、0～17歳では、身体障害者手帳保有者数及び精神障害者保健福祉手帳保有者数は減少傾向、療育手帳保有者数は増加傾向となっています。

■ 各種障害者手帳の保有者数の推移

【単位:人】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳 保有者数	0～17歳	16	14	12	9	10
	18歳以上	2,249	2,147	2,092	2,064	2,001
	合計	2,265	2,161	2,104	2,073	2,011
療育手帳保有者数	0～17歳	51	47	58	60	62
	18歳以上	395	388	387	394	400
	合計	446	435	445	454	462
精神障害者保健福祉 手帳保有者数	0～17歳	7	4	3	5	1
	18歳以上	287	267	283	288	289
	合計	294	271	286	293	290
合計		3,005	2,867	2,835	2,820	2,763

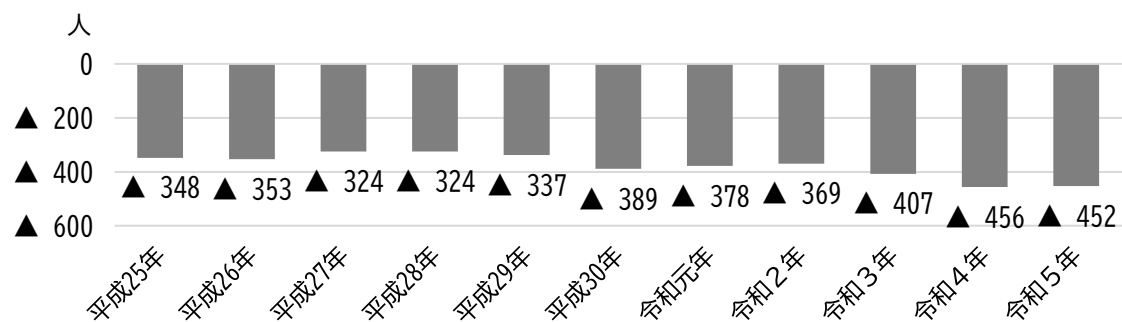
資料:平戸市(各年度末)

(6) 自然動態・社会動態

自然動態(出生－死亡)では、出生数は穏やかな減少傾向ですが、死亡数は各年で変動している状況です。

社会動態(転入－転出)では、各年とも転出者が転入者を上回っている状況は変わりませんが、平成28年以降は、転出者の減少傾向がみられます。

■ 平戸市の自然動態

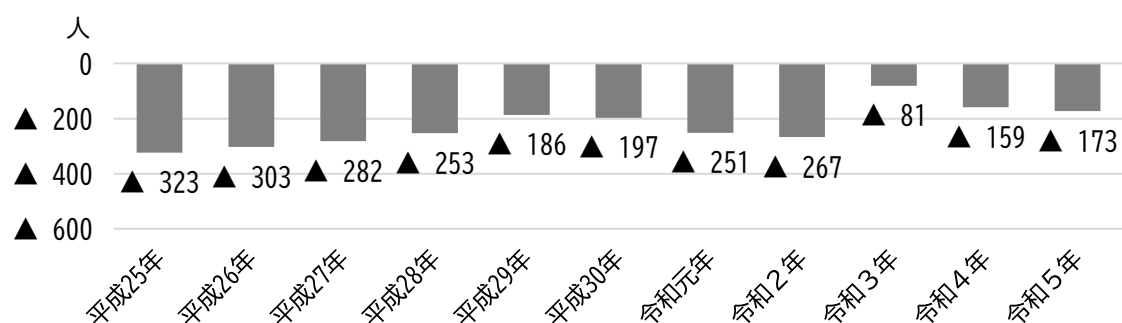


【単位:人】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生	216	225	219	218	212	204	185	192	139	163	138
死亡	564	578	543	542	549	593	563	561	546	619	590
増減	▲ 348	▲ 353	▲ 324	▲ 324	▲ 337	▲ 389	▲ 378	▲ 369	▲ 407	▲ 456	▲ 452

資料:長崎県異動人口調査

■ 平戸市の社会動態



【単位:人】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	930	874	962	887	951	914	860	695	809	758	807
転出	1,253	1,177	1,244	1,140	1,137	1,111	1,111	962	890	917	980
増減	▲ 323	▲ 303	▲ 282	▲ 253	▲ 186	▲ 197	▲ 251	▲ 267	▲ 81	▲ 159	▲ 173

資料:長崎県異動人口調査

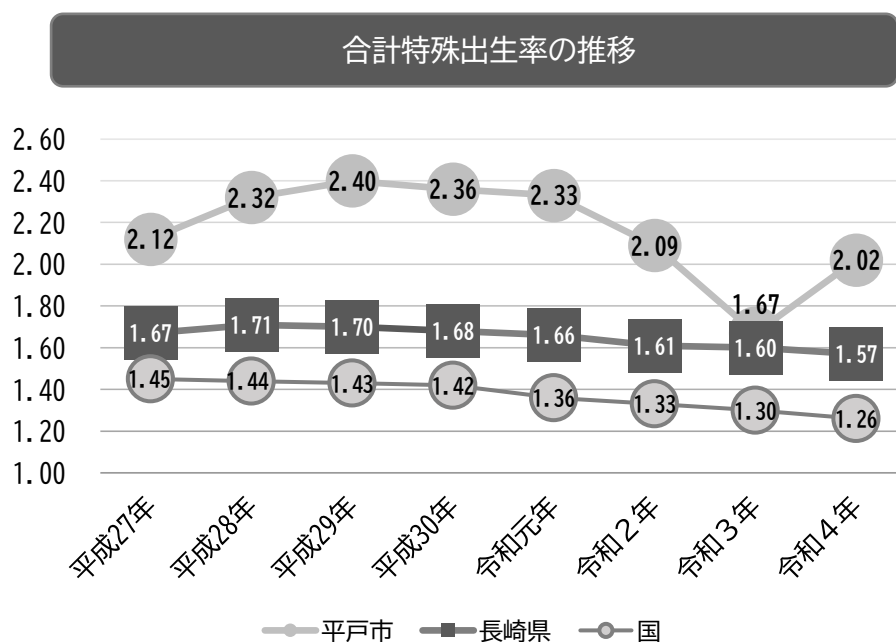
(7) 出生の状況

出生の状況は、合計特殊出生率において国の傾向と比較すると平戸市は高い数値を示し、令和4年は2.02となっています。令和3年は2.0を下回りましたが、それ以外の年は2.0以上が続いています。

■ 平戸市の出生の状況

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数（平戸市）		219 人	218 人	212 人	203 人	181 人	192 人	140 人	163 人
出生率（平戸市） （人口千対）		6.5	6.6	6.5	6.7	6.1	6.5	4.9	5.8
合計特殊出生率	（平戸市）	2.12	2.32	2.40	2.36	2.33	2.09	1.67	2.02
	（長崎県）	1.67	1.71	1.70	1.68	1.66	1.61	1.60	1.57
	（ 国 ）	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）



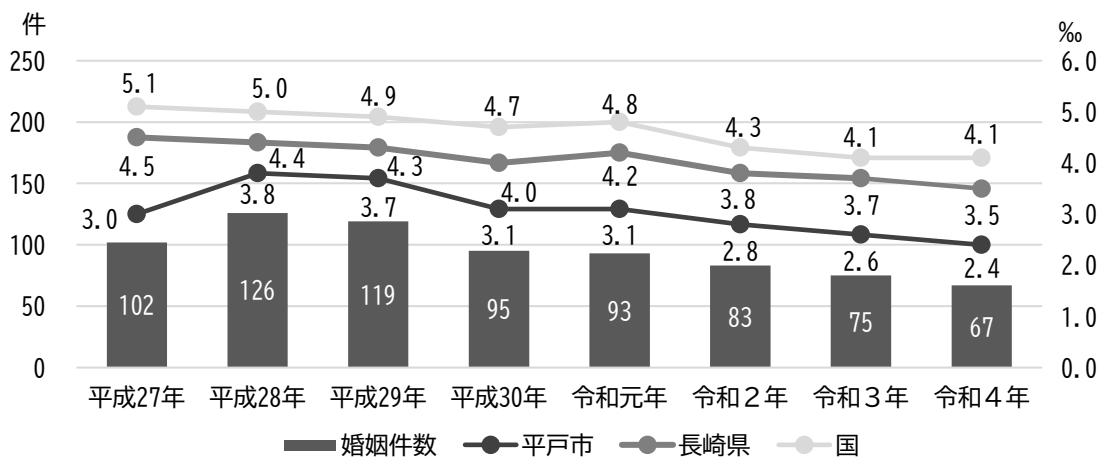
資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

※合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(8) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率(人口千人あたりの婚姻件数)は、平成 28 年をピークに減少傾向が続いています。

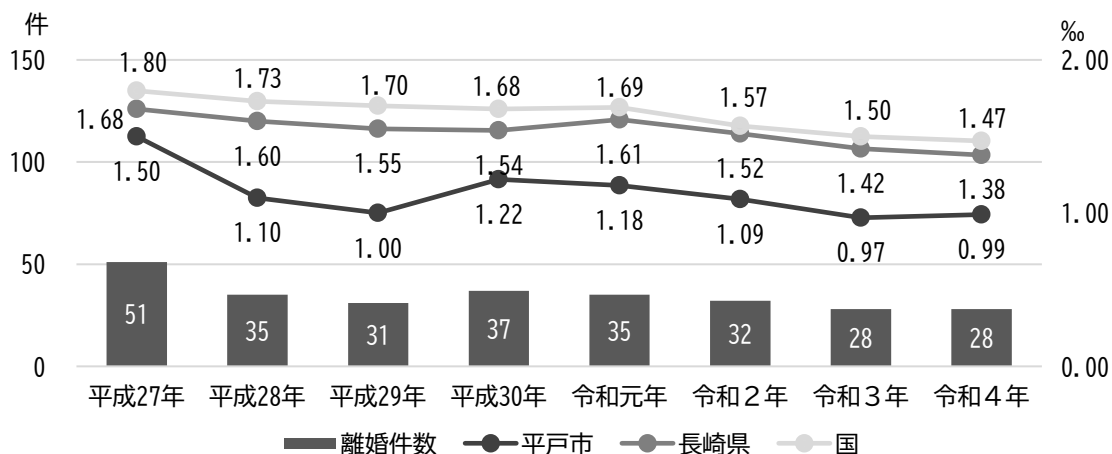
■ 平戸市における婚姻の状況



資料:長崎県衛生統計年報(人口動態編)

離婚件数、離婚率(人口千人あたりの離婚件数)は、年による変動はありますが、減少傾向で推移しています。

■ 平戸市における離婚の状況



資料:長崎県衛生統計年報(人口動態編)

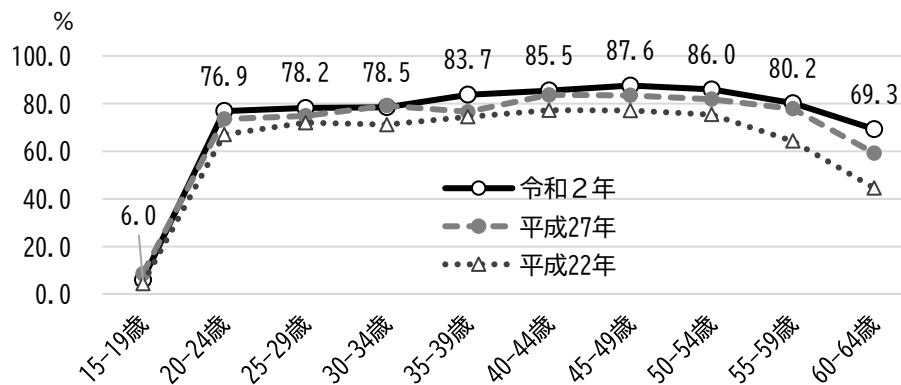
(9) 就労の状況

令和2年の本市における女性の就業率は、平成22年と比較すると、すべての年齢層で増加しています。また、国や県と比較しても15-19歳と25-29歳を除いて高い水準となっています。

■ 平戸市における女性の年齢別就業率の推移

【単位：%】

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
令和2年	6.0	76.9	78.2	78.5	83.7	85.5	87.6	86.0	80.2	69.3
平成27年	8.6	73.5	74.9	79.2	76.6	83.7	83.5	81.8	77.8	59.2
平成22年	4.4	67.0	72.0	71.2	74.5	77.3	77.1	75.4	64.3	44.6

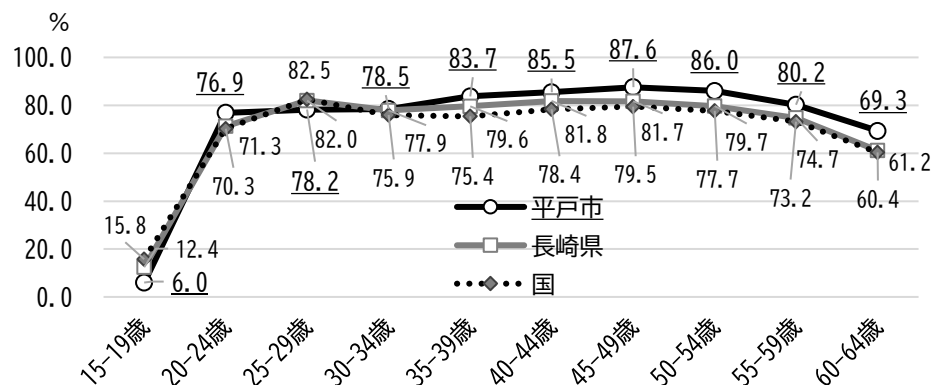


資料: 国勢調査

■ 国・長崎県・平戸市における女性の年齢別就業率(令和2年)

【単位：%】

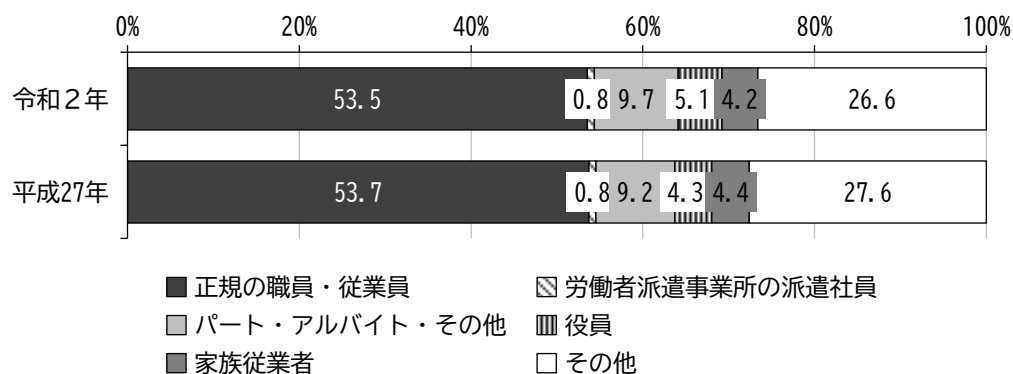
	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平戸市	6.0	76.9	78.2	78.5	83.7	85.5	87.6	86.0	80.2	69.3
長崎県	12.4	71.3	82.0	77.9	79.6	81.8	81.7	79.7	74.7	61.2
国	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5	77.7	73.2	60.4



資料: 国勢調査 (令和2年)

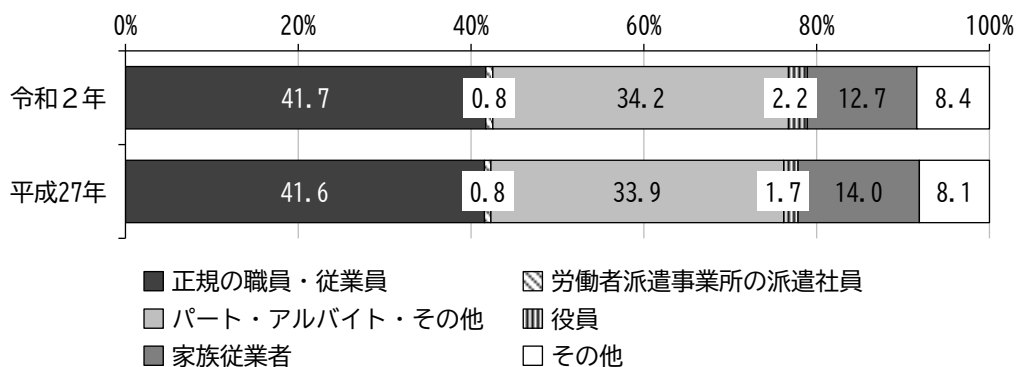
就業形態については、男性は半数以上が「正規の職員・従業員」で、「パート・アルバイト・その他」は令和2年では 9.7%となり、全体的には大きな変化はうかがえません。女性については、「正規の職員・従業員」が4割で男性と比べて約 12 ポイント少なくなっている一方で、「パート・アルバイト・その他」が3割台半ばで約 25 ポイント多くなっています。構成割合については女性も平成 27 年から令和2年にかけて、男性と同様に全体的には大きな変化はうかがえません。

■ 男性 就業形態の割合



資料：国勢調査

■ 女性 就業形態の割合



資料：国勢調査

2

また、計画期間中の実績と比較し、本計画の見直しの参考としました。

■ 1号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	80 人	78 人	73 人	71 人	68 人
②確保の方策	100 人	110 人	110 人	110 人	110 人
③実績	68 人	67 人	56 人	50 人	－人
③－②	▲32 人	▲43 人	▲54 人	▲60 人	－

【評価】▶計画段階から確保の方策は充足していたため、令和2年度から令和5年度までを通じて不足した年度はありませんでしたが、実績値は減少しており、確保の方策との差が年々大きくなっています。

■ 2号認定

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	587 人	563 人	532 人	508 人	487 人
②確保の方策	604 人	604 人	604 人	604 人	604 人
③認可外保育施設	89 人	89 人	89 人	89 人	89 人
④実績	731 人	719 人	701 人	664 人	－人
④－ (②＋③)	38 人	26 人	8 人	▲29 人	－

【評価】▶量の見込みより実績値の方が多く、令和2年度から令和4年度までは不足しましたが、定員の120%まで定員を変更せずに児童を入所させることができる「定員の弾力運用」により対応しました。実績値は年々減少しており、令和5年度は充足しています。

■ 3号認定(1-2歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	341 人	327 人	318 人	309 人	300 人
②確保の方策	299 人	299 人	299 人	299 人	299 人
③認可外保育施設	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
④実績	298 人	306 人	274 人	274 人	－人
④－ (②＋③)	▲37 人	▲29 人	▲61 人	▲61 人	－

■ 3号認定(0歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	57 人	55 人	54 人	51 人	51 人
②確保の方策	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
③認可外保育施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
④実績	35 人	30 人	36 人	28 人	－人
④－ (②+③)	▲70 人	▲75 人	▲69 人	▲77 人	－

【評価】▶量の見込みより実績値の方が少なかったことから、令和2年度から令和5年度までを通じて不足した年度はありませんでしたが、実績値は減少しており、確保の方策との差が年々大きくなっています。



(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども及びその保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育が円滑に利用できるよう必要な情報の提供、助言などの支援を行う事業です。令和2年4月にこども未来課に子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)として専門職による支援を実施しました。また、地域の身近な場所である地域子育て支援拠点のうち、子育てひろばトコトコにおいて、利用者支援事業の基本型として「子育てなんでも相談窓口ぽ〜れぽ〜れ」を開設し、当事者の目線に立った寄り添い型の支援を実施しました。令和5年4月には、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業における伴走型相談支援を開始し、相談支援体制の充実を図りました。令和6年4月には、既存の子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を一体化し、こども家庭センター型を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③実績	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	— か所
③-②	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	—

【評価】▶こども家庭センター型については専門職を配置し、基本型については市民の身近な場所に整備しており、今後もこの体制を継続していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。6区域設定で行いました。現在、平戸北部では愛の園保育所に併設している「あいちゃん広場」、田平では「子育てひろばトコトコ」を継続して実施しています。また、出張ひろばとして、度島、平戸中部・平戸南部、生月ではそれぞれ「出張ひろばトコトコ」を開設しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,901 人日	5,697 人日	5,535 人日	5,372 人日	5,199 人日
②確保の方策	5,901 人日	5,697 人日	5,535 人日	5,372 人日	5,199 人日
③実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
④実績	6,178 人日	7,510 人日	8,142 人日	8,440 人日	－人日
(実施か所数)	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	－か所
④－②	277 人日	1,813 人日	2,607 人日	3,068 人日	－

(年間延べ)

※区域は【度島】、【平戸北部】、【生月】、【田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分
 【評価】▶大島では、令和5年度に事業者が住民ニーズ調査を行ったものの、開設希望がなかったため、現時点では実施していません。全体として、利用実績は増加傾向にあり、令和3年度以降は特に実績値が確保の方策を大きく上回っています。

③ 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に受診する健診費用を助成する事業です。妊娠週数に応じた間隔で医療機関を受診し、週数に応じて必要な検査を行い、胎児の育ちや妊婦自身の健康状態を確認するため、受診票 14 回分を交付し、一定内容について健診費用の自己負担額が軽減されます。また、健診結果を把握し、必要に応じて保健指導を行うことで妊娠中の健康の保持増進を支援しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	180 人	174 人	169 人	163 人	160 人
②確保の方策	180 人	174 人	169 人	163 人	160 人
③実績	163 人	172 人	150 人	145 人	－人
③－②	▲17 人	▲2 人	▲19 人	▲18 人	－

(年間利用実人数)

【評価】▶令和2年度以降、実績値が確保の方策を下回っています。これは、妊娠届出数の減少によるものです。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立を防ぎ、子育て支援に関する必要な情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うことを目的に、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業であり、「新生児・乳児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)」として実施しています。令和5年度からは、伴走型相談支援の取組として、訪問時に産後のメンタルヘルスに関するアンケートや、子育て期に利用できるサービス・乳幼児健康診査・各種手続き等を示した「子育て応援ガイドブック」を活用して相談・助言を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	185 人	180 人	174 人	169 人	163 人
②確保の方策	185 人	180 人	174 人	169 人	163 人
③実績	175 人	139 人	137 人	139 人	－人
③－②	▲10 人	▲41 人	▲37 人	▲30 人	－

(年間実人数)

【評価】▶令和2年度以降、実績値が確保の方策を下回っています。これは、出生数の減少によるものです。

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査事業等の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭の児童及び保護者に対して継続的に訪問し、相談対応や助言等を行うことで育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。令和4年度からは、専門職の訪問指導に加えて、子どもの養育に特に支援が必要な保護者又は出産後の養育に支援が必要な妊産婦を対象に「育児ヘルパー派遣事業」(委託事業)を開始しました。令和6年度からは、さらなる支援の充実を目指して「子育て世帯訪問支援事業」(委託事業)として、家事・子育てに不安等を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる世帯を対象に、養育環境を整え虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児の支援を実施する訪問支援員を派遣しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	55人	53人	52人	51人	50人
②確保の方策	55人	53人	52人	51人	50人
③実績	45人	38人	54人	50人	－人
③－②	▲10人	▲15人	2人	▲1人	－

(年間実人数)

【評価】▶令和4年度を除き、実績値が確保の方策を下回っています。これは乳幼児数の減少によるものです。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	64 人日	61 人日	59 人日	56 人日	54 人日
②確保の方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
③実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	－人日
③－②	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	－

(年間延べ人数)

【評価】▶市内に児童養護施設等はないものの、ニーズに対応するため、令和4年度から近隣市の児童養護施設等を利用できるよう体制を整備しましたが、利用実績はありません。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

乳幼児や就学児を対象として、子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育ての手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)との間の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。平戸市社会福祉協議会への委託事業として実施しています。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等の見込みと確保の方策について記載しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み （低学年）	100 人	99 人	96 人	94 人	91 人
②量の見込み （高学年）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③確保の方策	100 人	99 人	96 人	94 人	91 人
④実績（低学年）	62 人	2 人	0 人	22 人	－人
（高学年）	0 人	0 人	0 人	0 人	－人
④－③	▲38 人	▲97 人	▲96 人	▲72 人	－

(年間延べ人数)

【評価】▶低学年は、利用件数が少数であり、年度によって利用状況に差があります。高学年は、利用実績がありません。全体として、実績値が確保の方策を大きく下回っています。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。4区域での対応とします。幼稚園は市内に1か所しかありませんが、事業を継続して実施しています。度島には、現在、一時預かり事業を実施している保育所等はありません。その他の区域については、保育所等において継続して一時預かり事業を実施しています。

■ 幼稚園での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日
②確保の方策	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日	6,939 人日
③実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
④実績	3,968 人日	2,882 人日	2,184 人日	2,348 人日	－人日
(実施か所数)	1 か所	2 か所	1 か所	1 か所	－か所
④－②	▲2,971 人日	▲4,057 人日	▲4,755 人日	▲4,591 人日	－

(年間延べ人数)

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分
【評価】▶量の見込みより実績値の方が少なかったことから、令和2年度から令和5年度までを通じて不足した年度はありませんでしたが、実績値は減少しており、確保の方策との差が年々大きくなっています。

■ 幼稚園以外での預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日
②確保の方策	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日	4,191 人日
③実施か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
④実績	844 人日	642 人日	466 人日	212 人日	－人日
(実施か所数)	9 か所	10 か所	10 か所	9 か所	－か所
④－②	▲3,347 人日	▲3,549 人日	▲3,725 人日	▲3,979 人日	－

(年間延べ人数)

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分
【評価】▶量の見込みより実績値の方が少なかったことから、令和2年度から令和5年度までを通じて不足した年度はありませんでしたが、実績値は減少しており、確保の方策との差が年々大きくなっています。

⑨ 延長保育事業

保育所等の利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を実施する事業です。4区域での対応とします。度島・生月・大島には、延長保育事業を実施している保育所等はありません。その他の区域については、保育所等において継続して延長保育事業を実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	21,876 人日	21,876 人日	21,876 人日	21,876 人日	21,876 人日
②確保の方策	20,979 人日	20,979 人日	20,979 人日	20,979 人日	20,979 人日
③実施か所数	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
④実績	15,912 人日	13,536 人日	11,496 人日	10,498 人日	－人日
（実施か所数）	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所	－か所
④－②	▲5,067 人日	▲7,443 人日	▲9,483 人日	▲10,481 人日	－

(年間延べ人数)

※区域は【度島】、【平戸北部・生月・田平】、【平戸中部・平戸南部】、【大島】にて区分
【評価】▶量の見込みより実績値の方が少なかったことから、令和2年度から令和5年度までを通じて不足した年度はありませんでしたが、実績値は減少しており、確保の方策との差が年々小さくなっています。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所等の専用スペースで一時的に預かる事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	2,020 人日	1,939 人日	1,856 人日	1,785 人日	1,725 人日
②確保の方策	2,020 人日	1,939 人日	1,856 人日	1,785 人日	1,725 人日
③実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
④実績	－	－	－	3 人日	－人日
（実施か所数）	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	－か所
④－②	－	－	－	▲1,782 人日	－

(年間延べ人数)

【評価】▶市内に実施施設が無いことにより、令和2年度から令和4年度までは実績がありませんでしたが、西九州させば広域都市圏(佐世保市、松浦市、佐々町など)内の病児・病後児保育施設を広域利用することが可能となったため、令和5年度において延べ3人の実績がありました。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。幼児教育・保育と同じく7区域で対応します。度島及び大島には放課後児童クラブはありません。平戸北部では2か所で開催しました。平戸中部には放課後児童クラブはありませんでしたが、令和6年度に新たに施設を整備し、令和7年度から供用を開始します。平戸南部及び生月では各々1か所で開催しました。田平では、1か所（3支援単位）で開催しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	281人	280人	271人	263人	248人
小学1年生	71人	74人	68人	70人	58人
小学2年生	56人	54人	54人	50人	51人
小学3年生	61人	59人	57人	59人	54人
小学4年生	48人	50人	48人	44人	46人
小学5年生	33人	31人	32人	28人	28人
小学6年生	12人	12人	12人	12人	11人
②確保の方策	223人	280人	271人	263人	248人
③実績	243人	280人	328人	284人	－人
小学1年生	60人	77人	89人	84人	－人
小学2年生	68人	62人	75人	72人	－人
小学3年生	48人	66人	54人	44人	－人
小学4年生	38人	41人	63人	33人	－人
小学5年生	18人	18人	31人	32人	－人
小学6年生	11人	16人	16人	19人	－人
③－②	20人	0人	57人	21人	－

（登録児童数）

※区域は【度島】、【平戸北部】、【平戸中部】、【平戸南部】、【生月】、【田平】、【大島】にて区分

【評価】▶全体として、小学校児童数が減少傾向にある中、放課後児童クラブの利用実績はやや増加傾向にあり、令和3年度を除いて実績値が確保の方策を上回っていますが、前述のとおり新たな施設の開設等により対応しました。

全体として、小学校児童数が減少傾向にある中、放課後児童クラブの利用実績はやや増加傾向にあり、令和3年度を除いて実績が確保の方策を上回っていますが、前述のとおり新たな施設の開設等により対応しました。

第3章／調査の結果概要及び課題

1 平戸市子育て応援ニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

本調査は、平戸市内の就学前児童の保護者の方を対象として、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ、子育てに関する意識等を把握し、「第3期平戸市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者：平戸市内在住の就学前児童の保護者(全員)

調査期間：令和6年9月11日(水)～9月24日(火)

調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式又はWEB回答

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
子育て応援ニーズ調査	734 件	543 件	74.0%



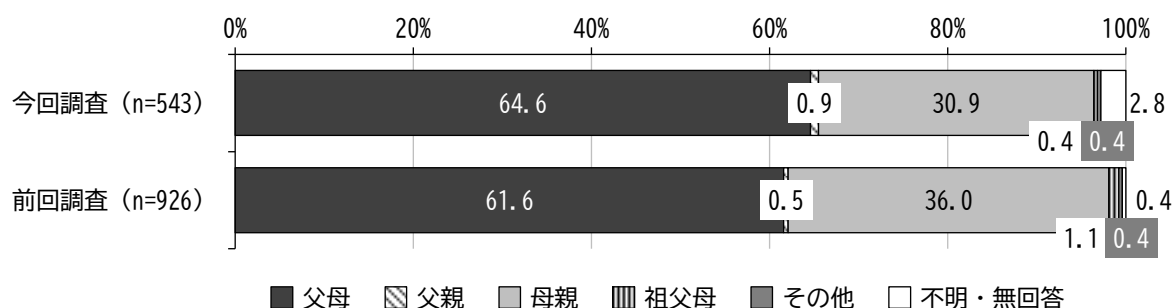
(2) 調査結果

① 子育ての主体

子育ての主体については、「父母」が 64.6%と最も多く、次いで「母親」が 30.9%、「父親」が 0.9%となっています。

前回調査と比較すると、「母親」が減少して「父母」及び「父親」が増加しています。

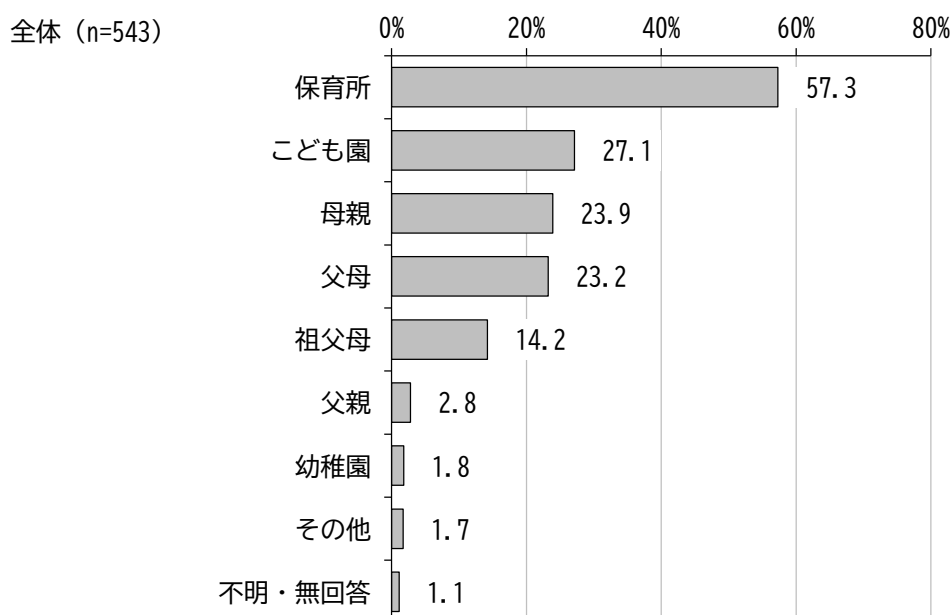
●お子さんの子育てを主に行っているのは、お子さんからみて、どなたですか。(1つに○)



② 子育てにおける昼間の関わり

子どもの子育てに昼間関わっている人(施設)については、「保育所」が 57.3%と最も多く、次いで「こども園」が 27.1%、「母親」が 23.9%となっています。

●お子さんの子育てに昼間関わっている方はお子さんからみてどなた(施設)ですか。(あてはまるすべてに○)

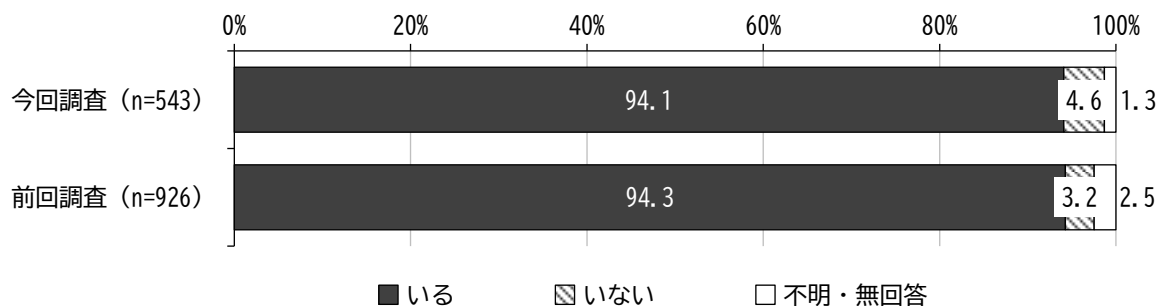


③ 子育ての相談状況

相談できる人については、「いる」と回答した方が9割を超えていますが、相談できる人がいない方も一定数いることがうかがえます。

前回調査と比較すると、大きな差はみられません。

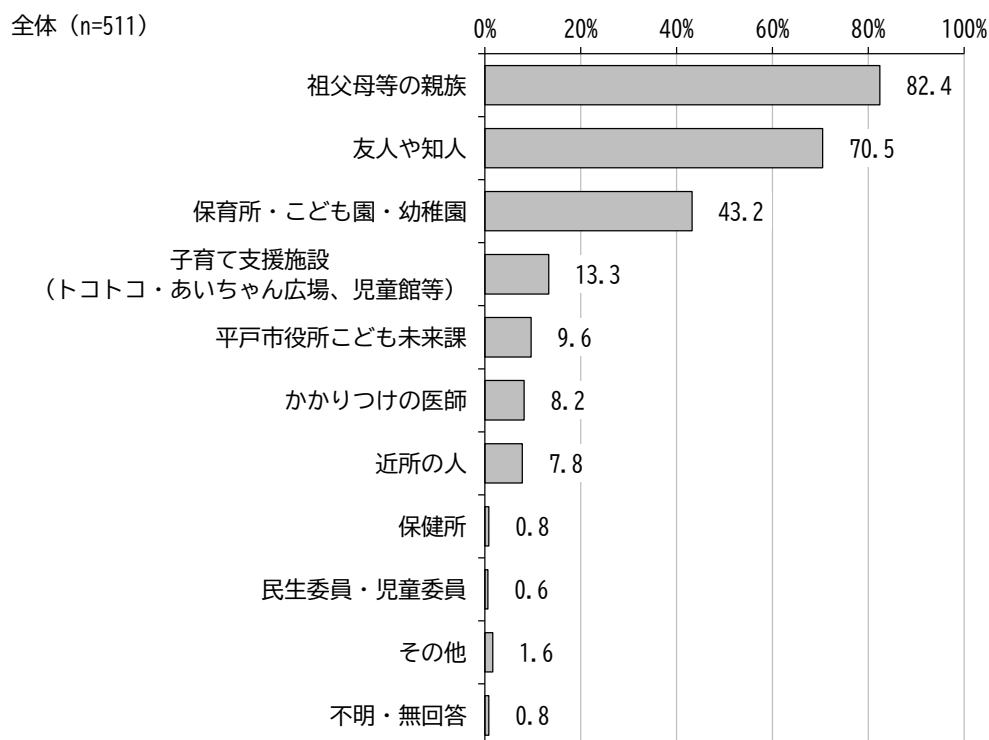
●お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。(1つに○)



相談先については、「祖父母等の親族」が 82.4%と最も多く、次いで「友人や知人」が 70.5%、「保育所・こども園・幼稚園」が 43.2%となっています。

●相談できる人で「いる」と答えた方

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(あてはまるすべてに○)

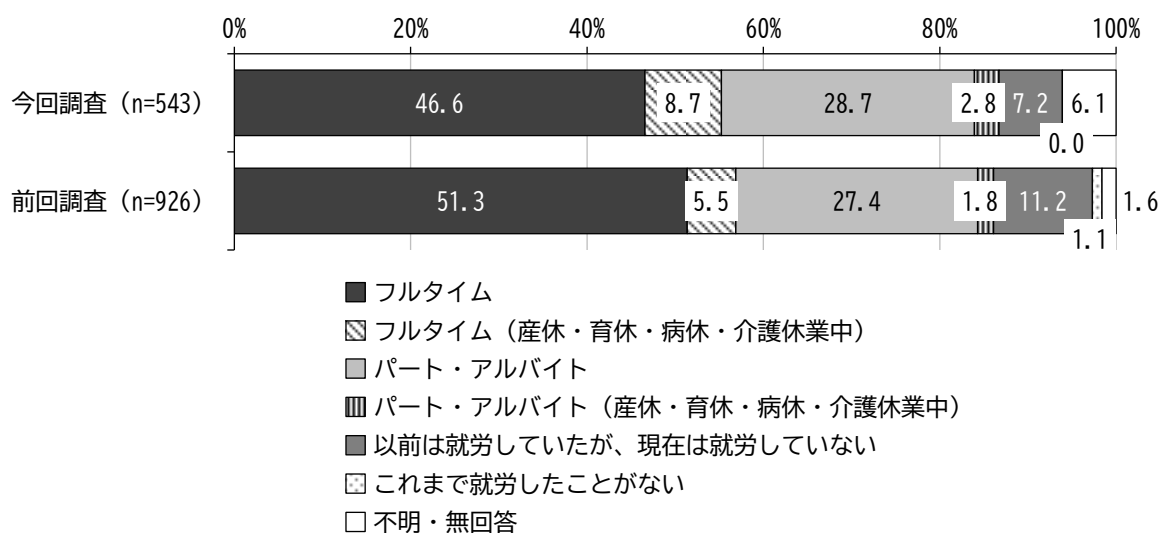


④ 母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイム」が 46.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が 28.7%、「フルタイム(産休・育休・病休・介護休業中)」が 8.7%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイム」が 4.7 ポイント、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 4.0 ポイント減少しています。

●お子さんの母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお聞きます。(1つに○)

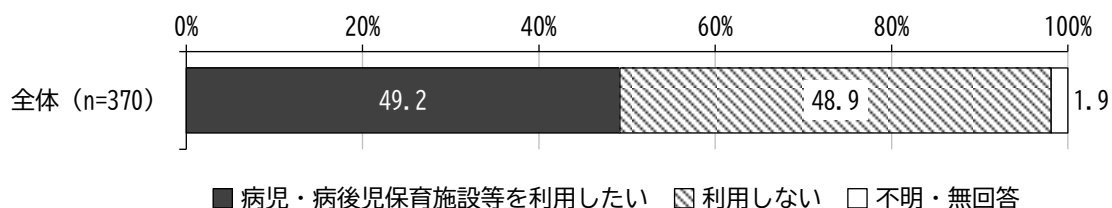


⑤ 病児・病後児保育の利用意向と利用しない理由

病児・病後児保育の利用意向については、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が 49.2%と、約半数の方が利用を希望しています。

- 平日の定期的な教育・保育施設等を利用している方で、この1年間に、お子さんが病気やケガで施設等の利用ができなかったことが「ある」と答えた方

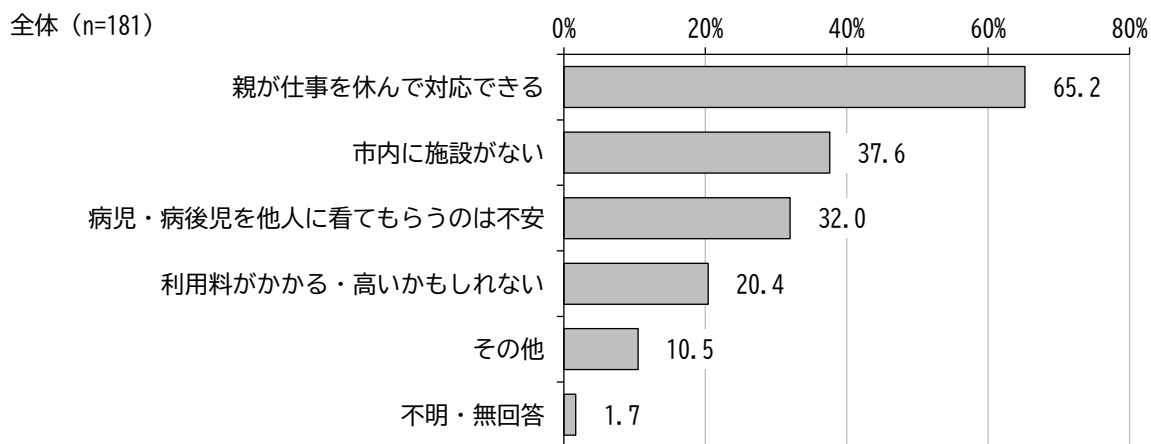
その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(1つに○)



利用しない理由については、「親が仕事を休んで対応できる」が 65.2%と最も多く、次いで「市内に施設がない」が 37.6%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 32.0%となっています。

- 病児・病後児保育の利用意向で「利用しない」と答えた方

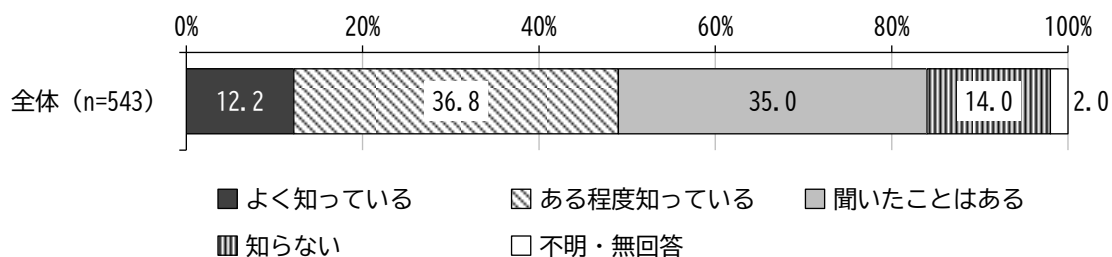
利用しない理由(あてはまるすべてに○)



⑥ こどもの権利の認知度

こどもの権利の認知度については、「ある程度知っている」が 36.8%と最も多くなっています。また、『知っている(「よく知っている」と「ある程度知っている」の計)』は 49.0%となっています。

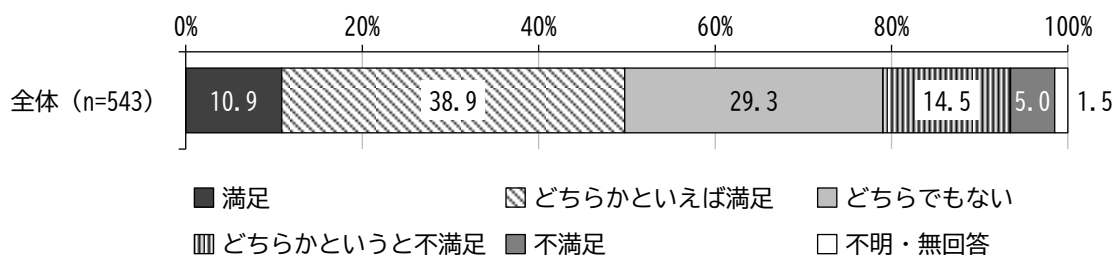
●あなたは、「こどもの権利」について知っていますか。(1つに○)



⑦ 平戸市の子育て満足度

平戸市の子育て満足度については、「どちらかといえば満足」が 38.9%と最も多くなっています。また、『満足(「満足」と「どちらかといえば満足」の計)』は 49.8%、『不満足(「どちらかというの不満足」と「不満足」の計)』は 19.5%となっています。

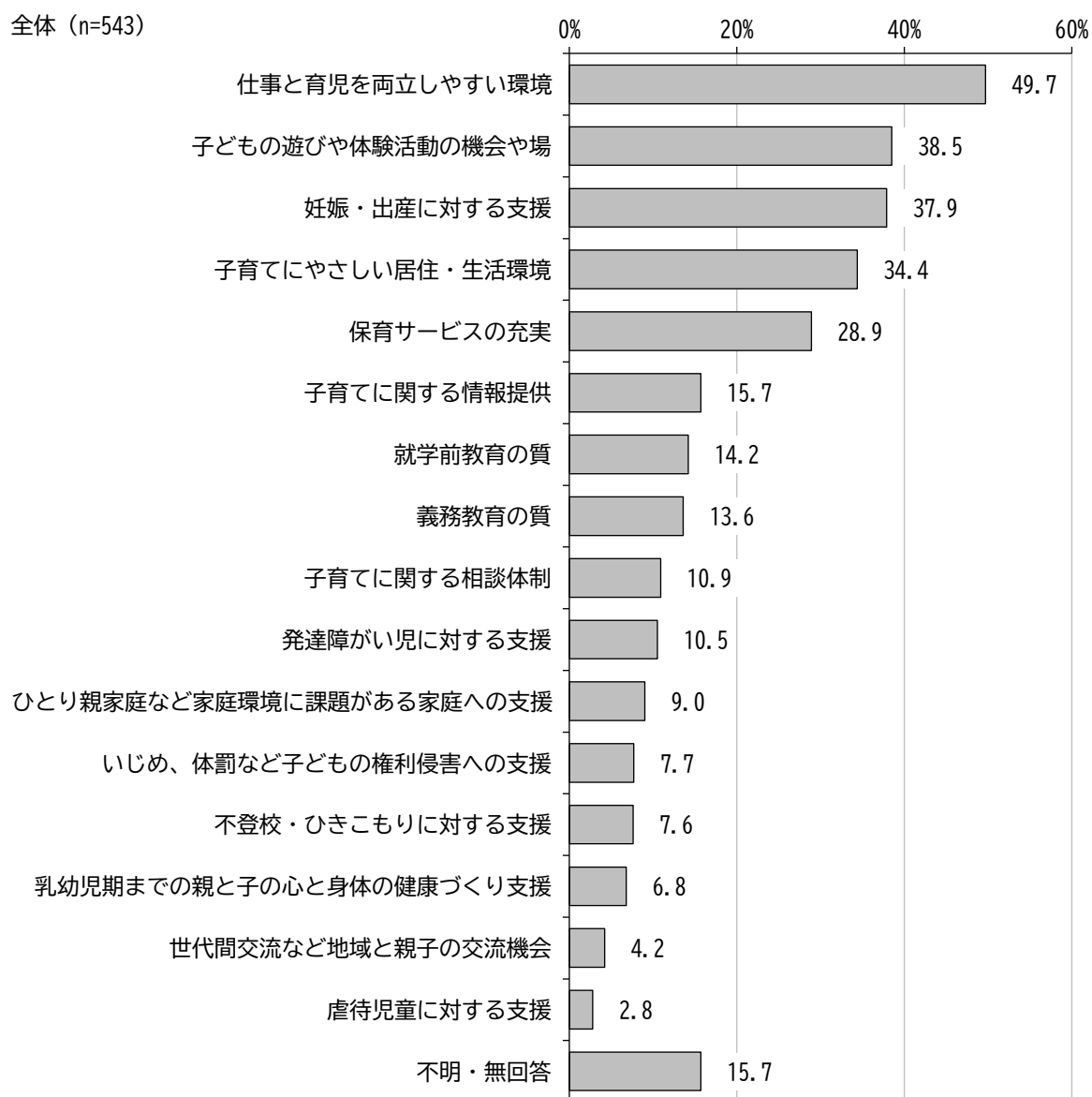
●平戸市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(1つに○)



⑧ 希望する子育て支援

希望する子育て支援については、「仕事と育児を両立しやすい環境」が49.7%と最も多く、次いで「子どもの遊びや体験活動の機会や場」が38.5%、「妊娠・出産に対する支援」が37.9%となっています。

●平戸市に対してどのような子育て支援を希望しますか。(もっとも希望するものを、順に5つまで○)



(1) 調査概要

本調査は、平戸市内の小学5年生及び中学2年生並びにその保護者の方を対象として、日頃の子どもとの関わりや生活の状況、子育て支援ニーズ等に関するご意見等をうかがい、「第3期平戸市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者：平戸市内の学校に通う小学5年生・中学2年生(全員)

平戸市内の学校に通う小学5年生・中学2年生の保護者(全員)

調査期間：(小学5年生・中学2年生)

令和6年9月11日(水)～10月18日(金)

(小学5年生・中学2年生の保護者)

令和6年9月11日(水)～10月18日(金)

調査方法：学校配布・回収による本人記入方式

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
子どもの生活アンケート調査 (小学5年生・中学2年生)	445 件	427 件	96.0%
子どもの生活についての調査 (小学5年生・中学2年生の保護者)	445 件	407 件	91.5%

〔子どもの生活実態調査における所得段階別の集計について〕

子どもの生活実態調査においては、世帯の所得が及ぼす影響や状況を把握するため、所得段階による3区分でクロス集計を行っています。

算出においては、保護者調査の問3(世帯人員数)及び問19(世帯年収)をもとに以下の式に沿って等価可処分所得を算出し、その後、①中央値以上(所得段階Ⅰ)、②中央値の半分以上中央値未満(所得段階Ⅱ)、③中央値の半分未満(所得段階Ⅲ)の3区分に分類した集計を行っています。

〔子どもの生活実態調査における「困窮の恐れのある世帯」の条件について〕

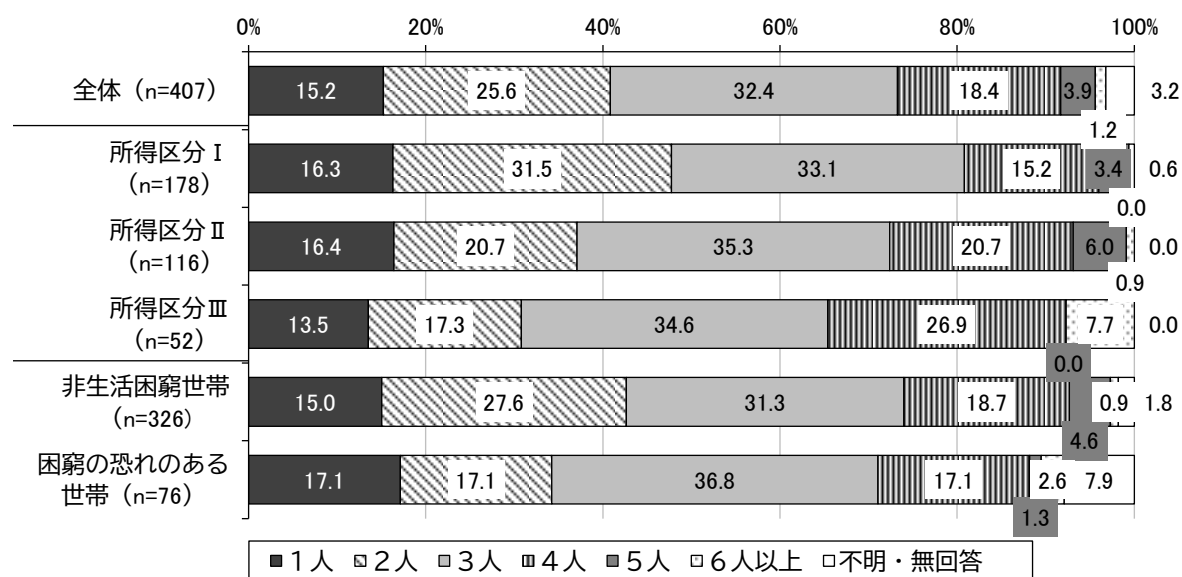
アンケート調査における問20、問21、問22、問24について、特定の回答を選択した場合を「家計の逼迫及び子どもの体験や所有物の欠如(はく奪指標)」として位置づけ、該当した世帯を「困窮の恐れのある世帯」と推定し、集計を行っています。

(2) 調査結果

① 世帯の状況

世帯における子どもの数は、「3人」が 32.4%と最も多く、次いで「2人」が 25.6%、「4人」が 18.4%となっています。所得区分別にみると、所得区分Ⅰにおいては「3人」が多く、所得区分が低いほど「4人」「6人以上」と多子の割合が多くなっています。

●**保護者**世帯のうち、17歳以下(令和6年4月1日現在)の子どもの数は何人ですか。(1つに○)



また、世帯における同居の状況としては、「母親」が 88.0%と最も多く、次いで「父親」が 84.5%となっているほか、祖父母、親せきとの同居も一定数みられます。所得区分Ⅲと困窮の恐れのある世帯については、「父親」が少ないことがわかります。

●**保護者**世帯で同居する方(単身赴任や出張などで一時的に別居している場合を含む)を選んでください。(お子さんからみた続柄)(あてはまるものすべてに○)

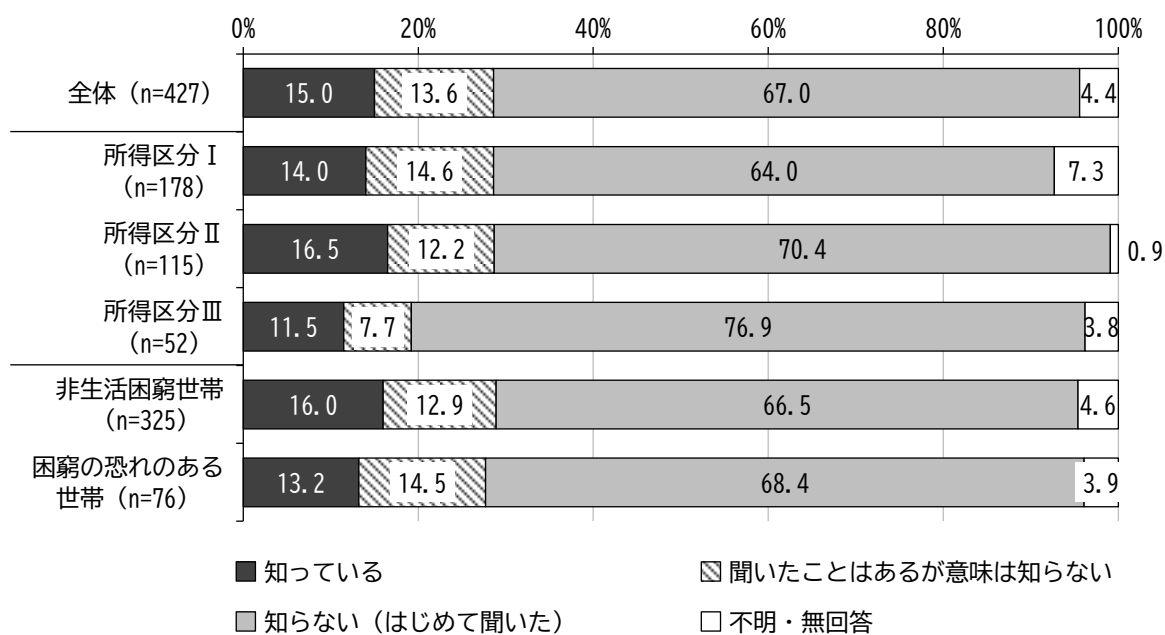
単位：%	父親	母親	兄・姉	弟・妹	祖父	祖母	親せき	その他	不明・無回答
全体 (n=407)	84.5	88.0	51.6	55.0	18.4	25.8	1.7	3.4	3.9
所得区分Ⅰ (n=178)	96.6	94.4	56.2	57.3	17.4	24.7	0.0	4.5	0.6
所得区分Ⅱ (n=116)	81.0	87.1	48.3	56.0	18.1	22.4	0.9	1.7	0.9
所得区分Ⅲ (n=52)	63.5	84.6	55.8	57.7	15.4	34.6	9.6	5.8	1.9
非生活困窮世帯 (n=326)	91.7	90.8	52.1	57.7	20.9	25.8	0.9	4.0	2.8
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	53.9	77.6	51.3	46.1	9.2	27.6	5.3	1.3	7.9

② ヤングケアラーの認知度

「ヤングケアラー」の認知度については、「知らない(はじめて聞いた)」が 67.0%と最も多く、次いで「知っている」が 15.0%、「聞いたことはあるが意味は知らない」が 13.6%となっています。

所得区分別にみると、所得区分が低いほど「知らない(はじめて聞いた)」が多くなっています。

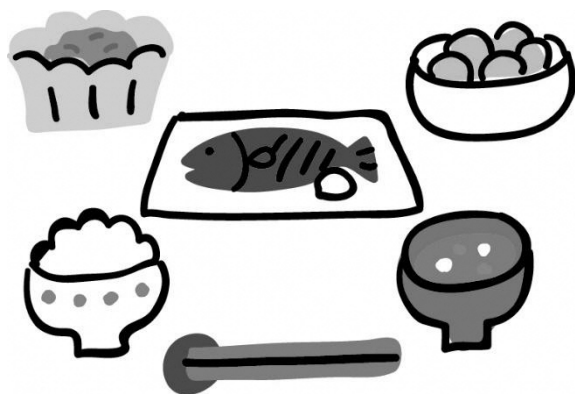
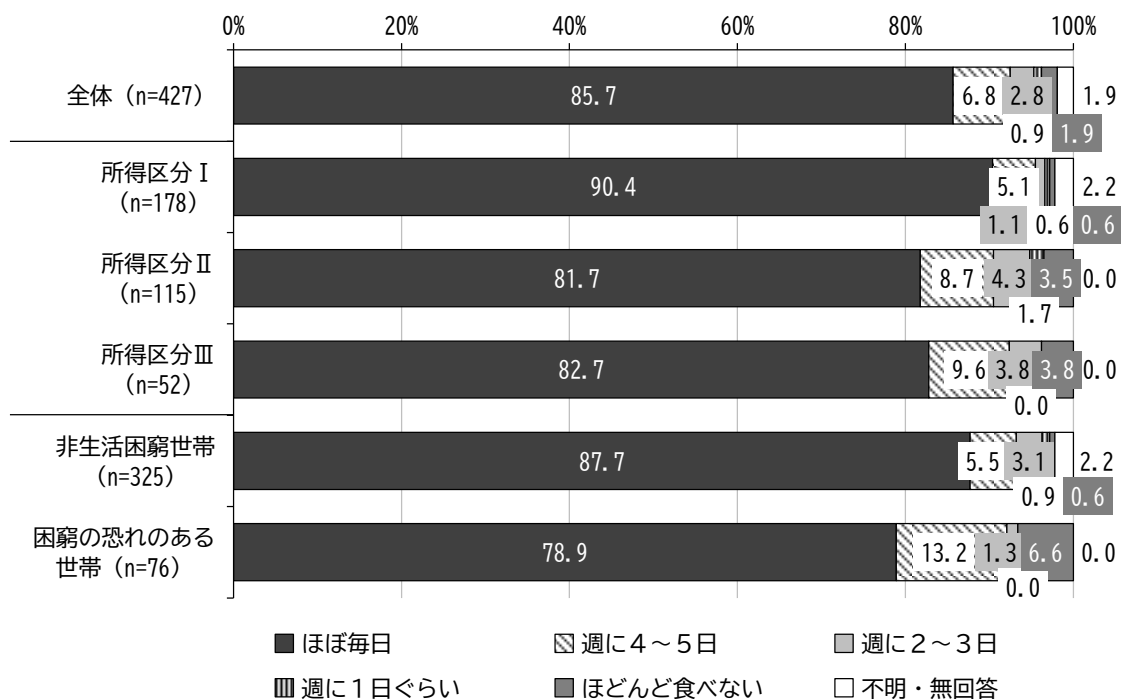
● **小中学生**「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。(1つに○)



③ 食生活（朝食）

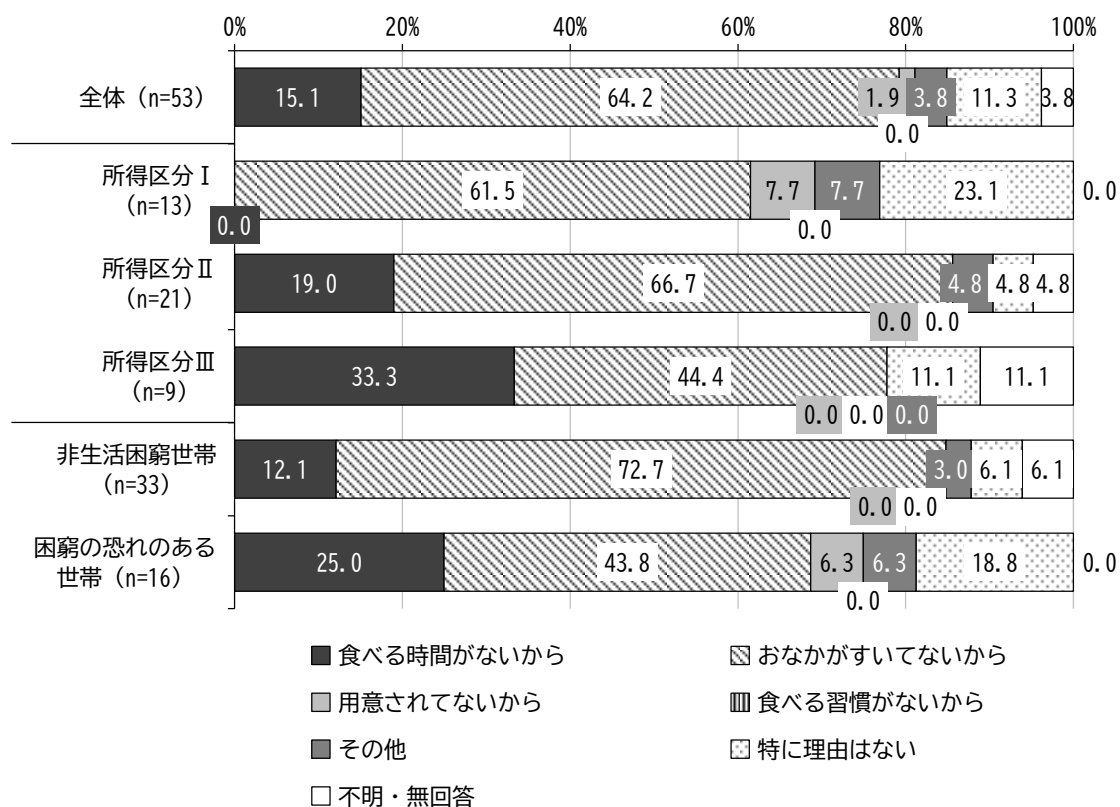
朝食の摂取状況については、「ほぼ毎日」が85.7%と最も多く、次いで「週に4～5日」が6.8%、「週に2～3日」が2.8%となっています。「ほとんど食べない」は、困窮の恐れのある世帯が最も多くなっています。

● **小中学生** あなたは、週にどのくらい朝食を食べますか。(1つに○)



朝食を食べない理由については、「おなかがすいてないから」が 64.2%と最も多く、次いで「食べる時間がないから」が 15.1%、「特に理由はない」が 11.3%となっており、「用意されてないから」という回答も一部みられました。所得区分別にみると、所得区分が低いほど「食べる時間がない」が多くなっています。

●**小中学生**あなたが朝食を食べない理由を教えてください。(1つに○)(朝食の摂取状況で「週に4～5日」～「ほとんど食べない」と答えた方)



④ 進路

将来の進路について小中学生にたずねたところ、「高校まで」が 35.6%と最も多く、次いで「大学まで」が 34.0%、「せんもん学校まで」が 19.2%となっています。所得区分別にみると、所得区分が低いほど「高校まで」が多く、「大学まで」が少なくなっています。困窮の恐れのある世帯について非生活困窮世帯と比較すると、「高校まで」が多くなっています。

● **小中学生** あなたは、しょうらいどの学校まで進学したいですか。(1つに○)

単位：%	中学校まで	高校まで	せんもん学校まで	短期大学まで	大学まで	大学院まで	その他	不明・無回答
全体 (n=427)	1.4	35.6	19.2	4.2	34.0	1.6	2.1	1.9
所得区分Ⅰ (n=178)	1.7	26.4	21.9	5.1	39.3	2.2	1.7	1.7
所得区分Ⅱ (n=115)	0.9	43.5	16.5	4.3	30.4	0.9	1.7	1.7
所得区分Ⅲ (n=52)	0.0	51.9	15.4	1.9	23.1	1.9	1.9	3.8
非生活困窮世帯 (n=325)	1.5	32.3	19.7	4.6	36.0	1.5	2.5	1.8
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	0.0	44.7	21.1	2.6	26.3	2.6	0.0	2.6

進路について、保護者にたずねたところ、「大学まで」が 36.1%と最も多く、特に所得区分Ⅰにおいて多くなっています。所得区分Ⅱ、Ⅲ、困窮の恐れのある世帯については「高等学校まで」が多くなっています。

● **保護者** あなたは、お子さんにどの学校まで進学してほしいと希望していますか。(1つに○)

単位：%	中学校まで	高等学校まで	専門学校まで	短期大学まで	大学まで	大学院まで	その他	不明・無回答
全体 (n=407)	0.0	25.6	17.9	3.4	36.1	1.2	6.1	9.6
所得区分Ⅰ (n=178)	0.0	14.0	16.3	2.2	48.3	2.2	5.6	11.2
所得区分Ⅱ (n=116)	0.0	43.1	16.4	4.3	22.4	0.0	6.0	7.8
所得区分Ⅲ (n=52)	0.0	32.7	13.5	7.7	26.9	0.0	7.7	11.5
非生活困窮世帯 (n=326)	0.0	23.0	17.2	3.4	38.0	1.5	6.4	10.4
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	0.0	36.8	19.7	3.9	27.6	0.0	5.3	6.6

⑤ 経済的な理由で子どもにしてあげられなかったこと

経済的な理由で子どもにしてあげられなかったことについては、「お小遣いを渡せなかった」が14.7%と最も多く、次いで「必要な服や靴を買えなかった」が11.1%、「習い事に通えなかった」が6.6%となっています。

所得区分別にみると、所得区分Ⅰにおいて「お小遣いを渡せなかった」が少なくなっています。

困窮の恐れのある世帯について非生活困窮世帯と比較すると、「本や絵本が買えなかった」「お小遣いを渡せなかった」「必要な服や靴を買えなかった」「習い事に通えなかった」「誕生日等の祝い事を祝えなかった」が多くなっています。

- 保護者** あなたの世帯では、経済的理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。おおむね直近1年間でお考えください。(あてはまるものすべてに○)

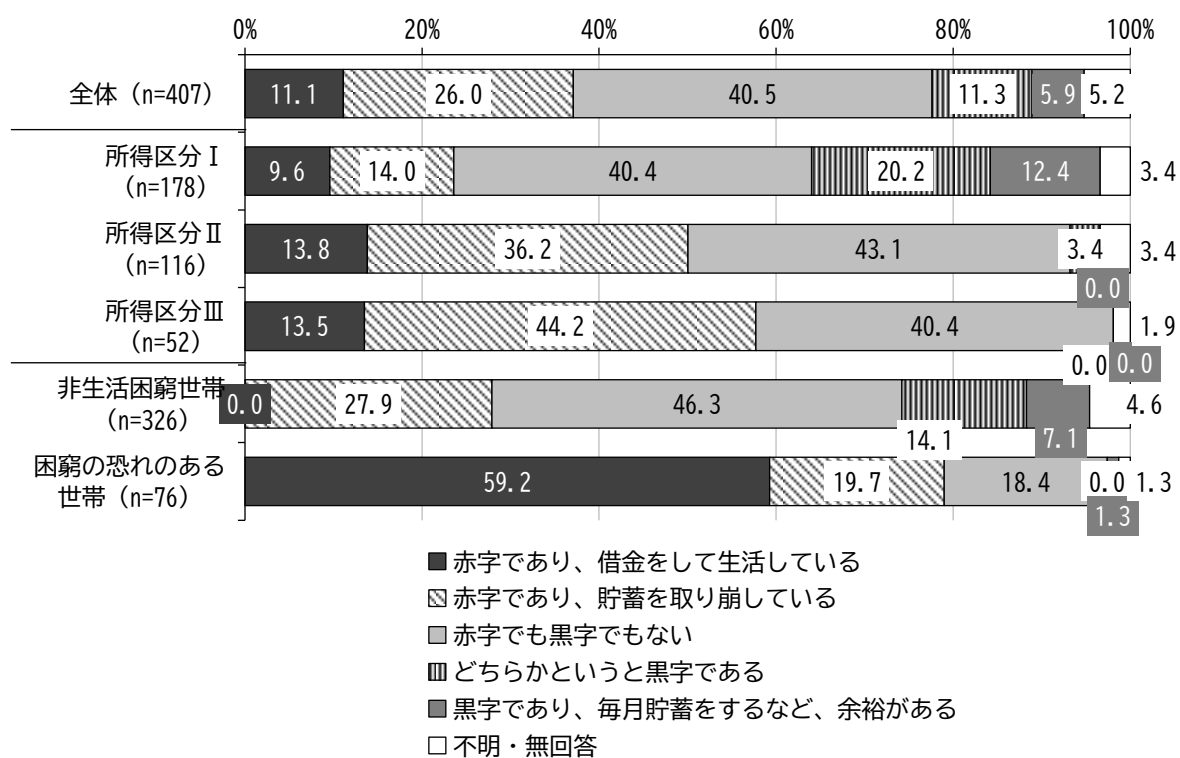
単位：％	医療機関を受診できなかった	本や絵本が買えなかった	お小遣いを渡せなかった	必要な服や靴を買えなかった	遠足や修学旅行に参加できなかった	習い事に通えなかった	スポーツクラブや部活動に参加できなかった	誕生日等の祝い事を祝えなかった	地域行事に参加できなかった	不明・無回答
全体 (n=407)	1.2	3.9	14.7	11.1	0.0	6.6	2.0	3.7	1.7	75.4
所得区分Ⅰ (n=178)	0.6	3.4	8.4	5.6	0.0	5.6	1.7	1.7	1.1	84.8
所得区分Ⅱ (n=116)	1.7	3.4	19.0	19.8	0.0	5.2	0.9	6.0	2.6	69.8
所得区分Ⅲ (n=52)	3.8	5.8	23.1	15.4	0.0	15.4	5.8	3.8	3.8	55.8
非生活困窮世帯 (n=326)	0.9	1.8	11.0	8.3	0.0	4.0	0.9	1.5	1.2	80.4
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	2.6	13.2	31.6	23.7	0.0	18.4	6.6	13.2	3.9	52.6

⑥ 家計のひっ迫状況

家計の状況をたずねたところ、「赤字でも黒字でもない」が 40.5%と最も多く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が 26.0%、「どちらかという黒字である」が 11.3%となっています。

困窮の恐れのある世帯では、「赤字であり、借金をして生活している」が突出して多く、所得区分では見えない経済的支援を求める層が存在することがわかります。

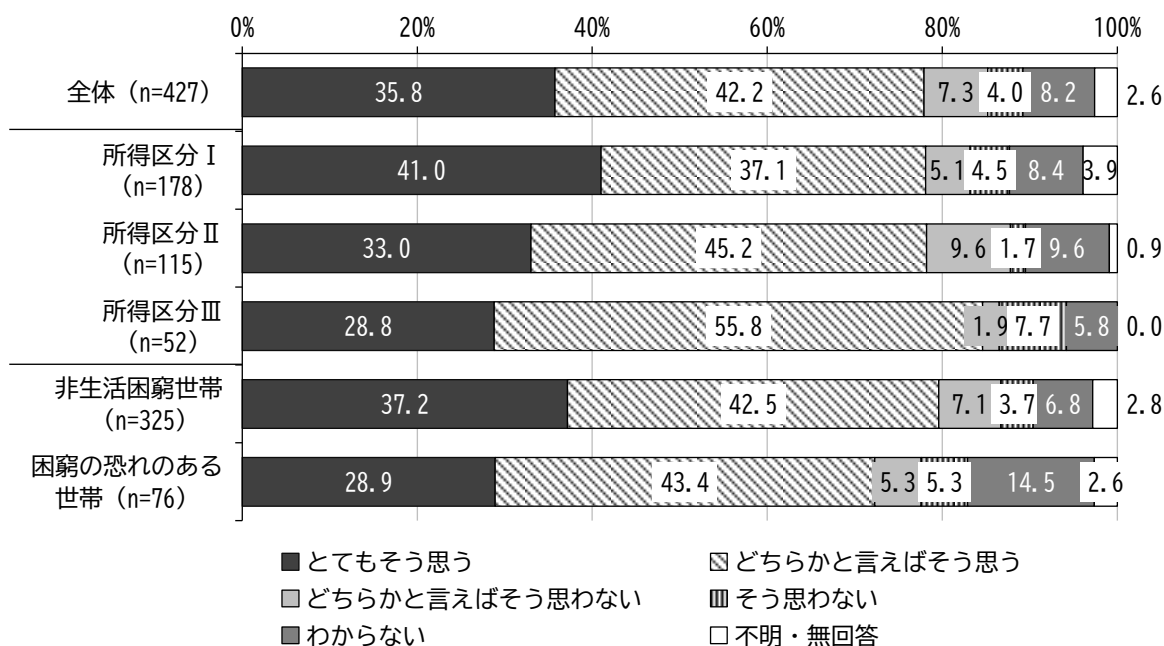
●**保護者**あなたのご家庭の家計の状況について、もっとも近いものはどれですか。(1つに○)



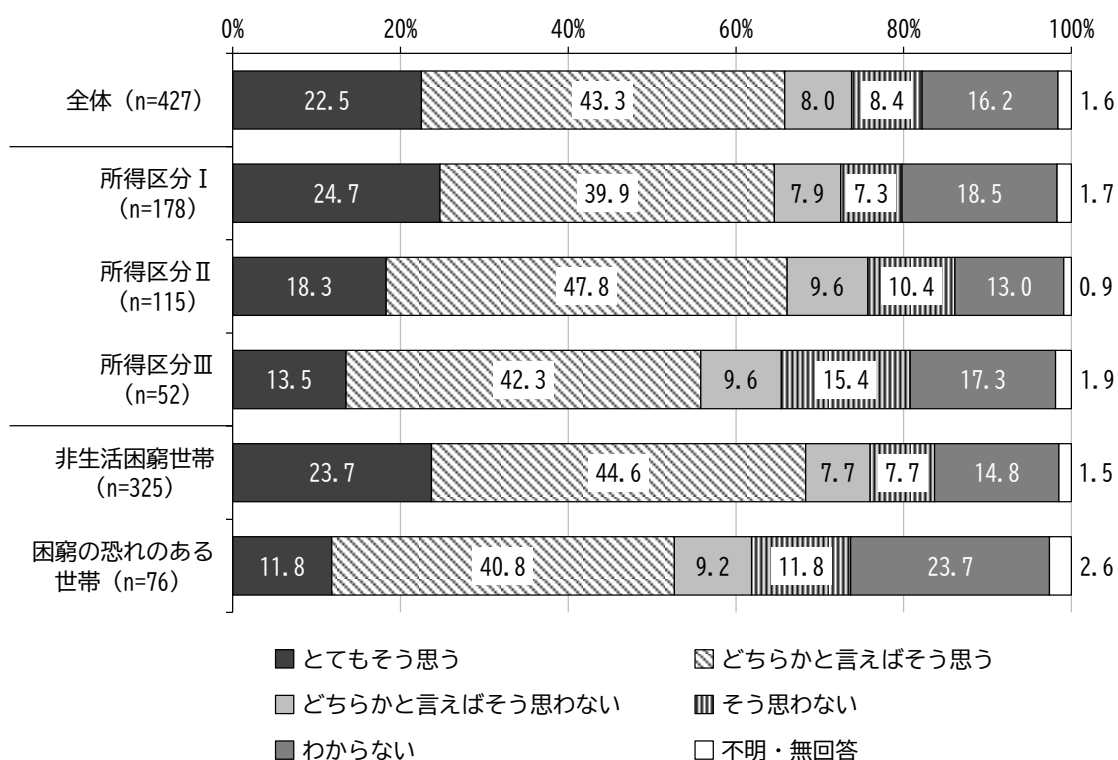
⑦ 子どもの自尊感情

自分自身を価値ある存在として受け入れることができているかについて、挑戦意欲と自己肯定感をたずねたところ、いずれも所得区分が低いほど自尊感情が低くなっています。

●**小中学生**あなたは、何かに挑戦したいと思いますか。(1つに○)



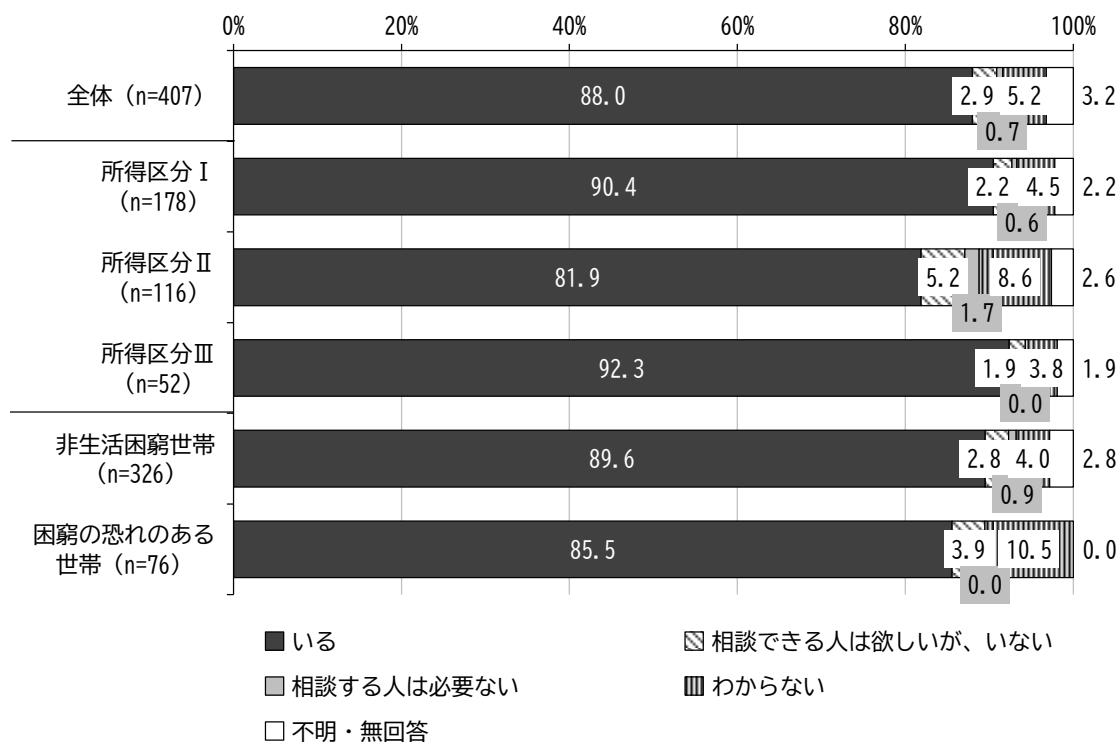
●**小中学生**あなたは、自分に良いところがあると思いますか。(1つに○)



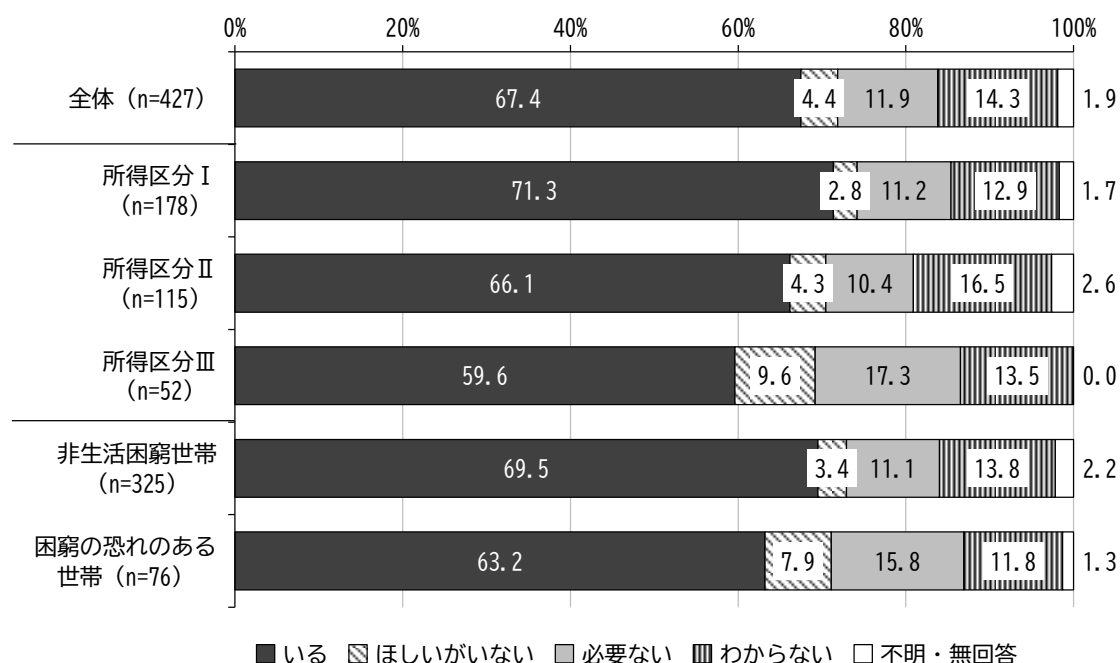
⑧ 悩みを相談できる人

悩みを相談できる人について、保護者では、「いる」が 88.0%と最も多く、次いで「わからない」が 5.2%、「相談できる人は欲しいが、いない」が 2.9%となっています。また、小中学生では、「いる」が 67.4%と最も多く、次いで「わからない」が 14.3%、「必要ない」が 11.9%となっており、所得区分が低いほど相談相手が少なくなっています。

●**保護者**あなたは、悩みや子育ての相談をできる人がありますか。(1つに○)



●**小中学生**あなたは、なやみなどを相談できる人はいいますか。(1つに○)



⑨ 子育てに必要な支援

子育てに必要な支援については、「保育料や学校費用の軽減」が 52.1%と最も多く、次いで「奨学金制度の充実」が 29.5%、「医療や健康にかかわるサポート」が 24.3%となっています。所得区分別にみると、所得区分が低いほど「就学援助の拡充」が多くなっています。困窮の恐れのある世帯について非生活困窮世帯と比較すると、「奨学金制度の充実」「就学援助の拡充」「一時的に必要な資金を借りられる支援」が多くなっています。

●**保護者**あなたが子どもを育てていく上で必要だと思う支援はどのようなことですか。

(あてはまるもの3つまで○)

単位：%	軽減 保育料や 学校費用の	放 課 後 等 の 学 習 支 援	塾 や 学 校 費 用 等 の 貸 し 付 け の 助 成	奨 学 金 制 度 の 充 実	子 ど も の 居 場 所 づ く	就 業 の た め の 支 援 の 拡 充	住 宅 支 援	生 活 保 護 の 拡 充	就 学 援 助 の 拡 充	一 時 的 に 必 要 な 資 金 を 借 り ら れ る 支 援
全体 (n=407)	52.1	21.4	11.1	29.5	19.2	11.1	11.1	1.2	22.1	8.4
所得区分Ⅰ (n=178)	52.2	26.4	11.8	29.2	21.9	9.6	10.1	0.0	14.0	6.2
所得区分Ⅱ (n=116)	60.3	15.5	12.9	28.4	16.4	8.6	11.2	1.7	21.6	12.1
所得区分Ⅲ (n=52)	40.4	19.2	7.7	34.6	25.0	17.3	13.5	3.8	36.5	7.7
非生活困窮世帯 (n=326)	52.1	23.9	10.7	26.4	21.2	10.1	9.8	0.9	18.4	4.6
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	55.3	11.8	13.2	44.7	11.8	15.8	17.1	2.6	39.5	25.0

単位：%	医 療 サ ポ ー ト や 健 康 に か か わ る	総 合 的 な 支 援 の 充 実 ・ 継 続 的 に 相 互 に 支 援 を 受 け 合 う	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=407)	24.3	5.4	6.4	4.2	4.9
所得区分Ⅰ (n=178)	32.0	5.1	7.3	3.9	2.8
所得区分Ⅱ (n=116)	22.4	6.0	4.3	4.3	4.3
所得区分Ⅲ (n=52)	13.5	11.5	7.7	3.8	3.8
非生活困窮世帯 (n=326)	27.0	5.5	7.4	4.6	4.6
困窮の恐れのある世帯 (n=76)	14.5	5.3	2.6	2.6	0.0

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保

- 本市の女性の就業率は上昇しており、国や県と比較しても高い水準にあり、ニーズや利用意向を踏まえて教育・保育の提供体制を確保するとともに、より質の高い教育・保育の提供に向けた取組を進める必要があります。
- ニーズ調査の結果において、保育所の縮小傾向について不安の声があがっており、安心して子どもを預けられるよう、教育・保育施設の安定した受け皿の確保を行っていく必要があります。

(2) 子育てニーズに応じた支援の充実

- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化しているため、状況に合わせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- ニーズ調査の結果において、医療の充実や病児・病後児保育を求める声が高い状況にあります。市外連携を強化するとともに市内における提供体制についても検討が必要です。
- ニーズ調査の結果において、希望する子育て支援として「仕事と育児を両立しやすい環境」が最も多くなっていることから、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組む必要があります。
- ニーズ調査の結果において、相談相手がない方も一定数いることがうかがえるため、子育て家庭が抱えている様々な悩みや不安の解消に向けた相談体制の充実と、各種相談窓口の周知が必要です。また、様々な機会を通じて家庭状況を把握し、適切な支援につなげることが重要です。
- 妊娠期から子育て期にわたる各段階のニーズに応じた情報発信や、多様な媒体の活用など、子育てに関する情報提供の充実が必要です。
- 子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所についてニーズが高い状況にあります。子どもの居場所づくりの観点からも、家庭・学校以外の居場所について検討していく必要があります。

(3) 子どもの健やかな育ちに向けた切れ目ない支援の推進

- こども家庭センターを中心とした各関係機関の連携のもと、子どもが健やかに成長することができるよう、子どもとその保護者に対して切れ目ない支援を進めていくことが重要です。
- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもについて年々増加傾向にあり、特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、一人ひとりの状況や発達に応じた支援を行っていく必要があります。専門家をはじめ関係機関で連携した育ちの支援が必要です。
- 不登校、引きこもり、ヤングケアラーの把握を行いながら、関係機関と連携した支援を進めていく必要があります。

（４）生活困窮世帯への支援

- 生活に困難を抱える世帯においては、特に経済的支援の充実が求められています。既存の支援の周知を図るとともに、各家庭の状況に応じた支援を行うことが必要です。また、「貧困の連鎖」を防ぐために、子どもに対する教育・体験機会の提供や希望に応じた進学・就職等ができるような適切な支援等を進めていくことが必要です。
- 生活実態調査により、所得段階やひとり親に限らず、生活が困窮している家庭が一定数存在していることがわかっています。家庭の様々な状況に応じた支援の在り方を検討していく必要があります。

（５）地域差のない子育て環境

- ニーズ調査において、子育て環境における地域差について多くの声があがっています。本市は離島を有しており、支援を受けにくい地域が存在しています。また、市域が広く、子どもたちの通園・通学についても、負担の大きい地域がある状況です。市内において、子育て環境に地域差を感じることをなく、改善を重ねていく必要があります。

第4章／計画の基本方針

1 基本理念

第2期計画においてその理念として「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」を掲げ、3つの基本施策を基に取組を進めてきました。

第3期計画では、より子どもの健やかな成長を守り、笑顔とやさしさがあふれる平戸市となるよう、基本理念を“子どもが健やかで笑顔とやさしさがあふれるまち”とします。また、そこに紐づく基本目標、基本施策においては平戸市総合計画と整合性を持たせ、本計画の基本的な方向性として定めます。

—基本理念—

子どもが健やかで
笑顔とやさしさがあふれるまち



2 施策体系

基本理念の下、これまでの本市における子どもやその家庭への支援、取組を踏まえ本計画による施策体系を以下のとおり構成します。

	基本目標	基本施策
【基本理念】 子どもが健やかで笑顔とやさしさがあふれるまち	1 地域ぐるみの 子育て支援を推進する	1 子どもを安心して産み育てられるための支援の推進 2 子どもの居場所づくりの推進 3 こども家庭センターの充実
	2 子どもの健全な発達の ための環境を整備する	1 保護者のニーズに対応した保育サービスの充実 2 保護者の経済的負担軽減の充実
	3 子育て世帯の 自立を支援する	1 仕事と子育ての両立の推進 2 母子・父子自立支援員による相談・支援
	4 子どもの健全な 成長発達を支援する	1 子どもや妊産婦の健康管理の支援 2 育児家庭における訪問支援の充実 3 療育支援体制の充実 4 食育の推進 5 思春期保健対策の充実
	5 子どもの心身の 健やかな成長のための 教育環境を整備する	1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 2 家庭や地域の教育力の向上 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	6 子どもの安全を確保する	1 安全・安心して通学できる道路交通環境の整備 2 安心して外出できる環境の整備 3 交通安全教育の確保 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	7 要保護児童への対応など きめ細かな取組を推進する	1 児童虐待防止対策の充実 2 いじめ・不登校への取組 3 被害を受けた子どもの立ち直り支援
	8 子どもの貧困解消へ向けた 取組を推進する	1 子どもの貧困解消に向けた取組

第5章／子ども子育て支援事業における施策展開

基本目標1 地域ぐるみの子育て支援を推進する

1 子どもを安心して産み育てられるための支援の推進

(1) 出産準備教室や相談の場の提供

事業の概要

母子健康手帳交付時の妊婦面談、パパママ教室、妊婦相談など、相談の場を提供するとともに、支援が必要な妊婦について、個別訪問等を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターや保健師等による妊婦面談を行い、妊娠期や出産後の過ごし方、必要な手続き、利用できるサービスなどを一緒に確認することで、見通しを持って安心して妊娠・出産に臨めるよう支援します。 ●妊娠期の不安解消や出産育児準備のため、妊婦相談事業やパパママ教室を実施します。 ●関係機関と連携・協力し、支援の必要な妊婦に対して訪問指導を行うなど個別支援に努めます。	継続実施	こども未来課

(2) 育児支援体制の充実

事業の概要

こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問、母子健康相談、親育ち講座事業、産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業など、育児不安の解消等を図る体制づくりを行います。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●保護者が安心して子育てが行えるよう、各種事業の周知を図るとともに、地域子育て支援拠点等と連携し、育児支援体制の充実を図ります。	継続実施 (※産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業の目標数値は第6章に記載)	こども未来課

（３）地域子育て支援拠点事業

事業の概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●現在、事業を行っている施設において、継続して事業を実施します。 ●離島地区における出張ひろばやオンライン相談会の開催について検討します。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(4) 子どもを産み育てることの意義に関する教育

事業の概要

命の大切さ等を学ぶための子育て関連の講演会、世代間交流を通し、人間性を育む取組を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●子育て関連の講演会や地域活動への参加を促進するための啓発活動とともに、次代の親となる若い世代が参加しやすい活動内容の充実等に取り組みます。 ●中学生等を対象に命の大切さ等を学ぶ健康教育を実施します。	継続実施	生涯学習課 こども未来課

（５）中学生及び高校生の乳幼児ふれあい体験

事業の概要

子育てについての理解を深め命の大切さを学ぶため、中学生及び高校生と乳幼児とのふれあい体験学習を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●中学校においては、職場体験や家庭科の保育実習を行います。 ●高校においても授業の中で、乳幼児ふれあい体験事業を実施します。	継続実施	こども未来課 学校教育課

2 子どもの居場所づくりの推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

保護者が就労・疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●現在、事業を行っている放課後児童クラブについて、継続して事業を実施します。 ●平戸中部地区は、令和7年度から事業を開始します。放課後児童クラブ未設置校区においては、近隣クラブまでの民間タクシーによる送迎を行います。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(2) 放課後や週末、長期休暇における児童の居場所づくりの推進

事業の概要

放課後児童クラブ、放課後（地域）子ども教室、公民館を利用したボランティアによる体験事業等を行っています。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等を活用した居場所づくりを行うとともに、児童の健全育成に努めます。 ●地域住民の参画や特色を活かし、様々な体験や交流活動により、地域全体で将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課 生涯学習課

(3) 地域における青少年健全育成の推進

事業の概要

子育てに関わる関係機関との連携により、青少年健全育成活動の推進を図ります。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も現在の取組を継続し、青少年健全育成活動の推進を図ります。 ●青少年健全育成活動の中心となる「ココロねっこ運動」を広く周知するために、推進員の配置に努めます。	継続実施	生涯学習課

(4) 地域子育て世代間交流の推進

事業の概要

保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校等において高齢者施設入所者やデイサービス利用者への訪問や交流を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●体験を通して子どもたちの思いやりの心や協調性を育むため、高齢者等とふれあう機会の提供や地域行事等への参加を促進する取組を実施します。	継続実施	こども未来課 学校教育課

3 こども家庭センターの充実

(1) こども家庭センター

事業の概要

令和 6 年 4 月に既存の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭相談支援拠点（児童福祉）を一体化し、こども家庭センターを設置しました。妊娠・出産・子育ての時期を安心して過ごせるよう、助産師・保健師・栄養士をはじめ、母子保健と児童福祉の担当職員が連携・協力しながら、すべての妊産婦・子どもとその家庭に寄り添い、切れ目のない細やかな支援を提供する事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両機能の連携・協働を深め、すべての妊産婦・子どもとその家庭に寄り添い、切れ目なく、漏れなく対応していきます。 ●地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を提供します。	継続実施	こども未来課

(2) 子育て支援ネットワークの整備

事業の概要

様々な子育て関連の協議会が有機的なつながりを持つため、関係機関との連携協力を図るネットワークの整備を行うものです。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●こども未来課が子育て支援の総合窓口となり、関係機関との一層の連携や情報交換を通して地域のニーズにあった支援に努めます。 ●関係機関による様々な取組を通じて、子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します。 ●こども家庭センターを中心に、子どもや子育て世帯、妊産婦に対して医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続した支援を行います。	継続実施	こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課

(3) 情報提供及び啓発活動

事業の概要

子育てに関する情報、幼児教育・生涯学習に関する事業等について、子育て中の市民に、広く情報発信・啓発活動を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●広報誌・ホームページ・平戸市子育て応援ガイドブック「おひさま」・平戸市公式 LINE・子育て支援の母子手帳アプリ「母子モ」等により情報提供や啓発活動、申請受付を行います。	継続実施	こども未来課 福祉課 学校教育課 生涯学習課

基本目標2 ▶ 子どもの健全な発達のための環境を整備する

1 保護者のニーズに対応した保育サービスの充実

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供

事業の概要

幼児教育・保育サービスにおいて待機児童が発生しない体制づくりを行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●出生数の減少により定員に達しない施設に対し、定員変更等の利用調整を行います。 ●保育対策総合支援事業補助金を活用し、保育士の確保対策の強化に努めます。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(2) 延長保育事業

事業の概要

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も子ども・子育て支援交付金事業における要件を満たす施設において、継続して事業を実施します。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(3) 休日保育事業

事業の概要

保育所利用者を対象に、日曜日・祝日等に保育を希望する場合に提供する事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●日曜日・祝日等の保育については、休日保育を実施している施設が市内に1か所しかなく、受け入れ体制に限界があるため、引き続きファミリー・サポート・センター事業により対応します。	継続実施	こども未来課

(4) 一時預かり事業

事業の概要

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●子ども・子育て支援交付金事業の要件のうち、特に余裕活用型を推進し、継続して事業を実施します。 ●事業継続ができるよう保育士の確保に努めます。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(5) 病児・病後児保育事業

事業の概要

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●西九州させば広域都市圏内の病児・病後児保育施設を利用し、事業を実施します。 ●市内の医療機関や保育施設等においては、医師不足や保育士の確保に苦慮している状況であり、事業実施については引き続き需要等を見極め、医療機関や保育施設等との連携を図りながら検討します。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(6) 特別保育事業

事業の概要

世代間交流、小学校低学年の受入れ等を行う事業です。

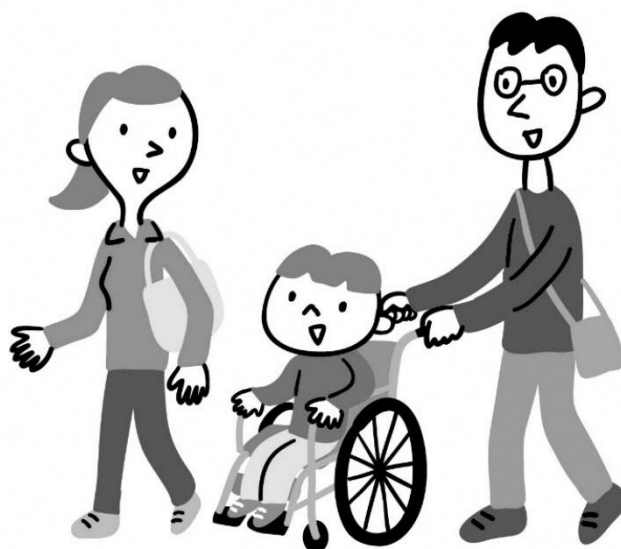
取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●新型コロナウイルス感染症拡大により縮小された世代間交流について、コロナ禍以前の状況に戻す取組を行います。 ●小学校低学年の受入れ事業については、継続して実施します。	継続実施	こども未来課

(7) 保育所等における障がい児の受入れの推進

事業の概要

障がいの有無にかかわらず、必要な保育が受けられるよう体制整備を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●障がい児等の受入体制を整えた保育所等に対し、障害児保育事業補助金及び発達促進事業補助金の交付を継続して実施します。 ●継続して事業を実施できるよう保育士の確保に努めます。 ●医療的ケア児については、その児にあった保育体制が整えられるよう、個別支援会議等を設け、就園・就学について支援します。 ●小中学校においては、必要に応じ特別支援学級等を設け、受入体制を整えており、今後も継続して実施します。	継続実施	こども未来課 学校教育課



2 保護者の経済的負担軽減の充実

(1) 保育料等の負担軽減

事業の概要

子育て費用の負担軽減を図る事業です。(保育料・副食費)

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●幼児教育・保育の無償化の対象外となる3号認定の子どもについても第1子から保育料を無料とします。 ●1号認定・2号認定の副食費について、一定額を上限として免除します。	継続実施	こども未来課

(2) 乳幼児医療費助成制度の充実

事業の概要

乳幼児等を対象に医療費の一部助成を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●乳幼児に加え、小中学生、高校生世代までの子どもを対象に医療費の助成を行います。 ●乳幼児は県内、小中学生は市内のみ現物給付可となっています。 ●保護者の負担軽減のため、すべての対象者について現物給付化を推進します。	継続実施	こども未来課

基本目標3 子育て世帯の自立を支援する

1 仕事と子育ての両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立のための環境づくり

事業の概要

仕事と子育ての両立のための保育サービスの推進・講演会等を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●多様化するニーズに対応するため、教育・保育施設のほか、ファミリー・サポート・センターや居宅訪問型保育等を活用した保育サービスの推進に努めます。	継続実施	こども未来課 福祉課 生涯学習課

(2) 仕事と子育ての両立支援のための情報提供

事業の概要

保育サービスの情報提供、仕事と子育ての両立支援のための情報提供を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●公式 LINE 等を活用し、直接利用者へ保育サービス等の情報が行き渡るよう努めます。 ●子育て環境や就労環境の推進等の啓発については、国、県等と連携を図り、積極的に推進します。	継続実施	こども未来課 福祉課 商工物産課 生涯学習課 企画課

2 母子・父子自立支援員による相談・支援

(1) 福祉サービスの利用促進

事業の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給、児童扶養手当、福祉医療等の福祉サービスを提供する事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の福祉サービスの利用促進を図ります。 ●広報誌・ホームページ、個別通知等により制度の周知を図ります。	継続実施	こども未来課

(2) 相談体制の充実や情報提供

事業の概要

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●母子・父子自立支援員を配置し、就労支援員等との連携を図り、自立に向けた相談・支援・情報提供を継続して実施します。 ●広報・ホームページ、個別通知等により制度の周知を行い、自立支援事業の活用を図ります。	継続実施	こども未来課

基本目標4 ▶ 子どもの健全な成長発達を支援する

1 子どもや妊産婦の健康管理の支援

(1) 乳幼児健康診査事業、訪問指導事業等の充実

事業の概要

乳幼児健診を実施し、未受診者への受診勧奨や子どもの現認確認を行うとともに健診後フォローが必要な子どもには、家庭訪問や園訪問などで経過を確認する事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
● 疾病の早期発見・治療に資するとともに、乳幼児各期の発達確認を行い、必要に応じて支援事業につなげます。 ● 未受診者に対しては早期の状況把握に努めます。	継続実施 (受診率100%)	こども未来課

(2) むし歯予防事業の拡充

事業の概要

乳児健康診査、幼児歯科健康診査での歯科指導など、子どものむし歯予防を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
● 妊婦に対する歯科健診や歯科指導等、妊娠期からのむし歯予防に取り組みます。 ● 乳幼児健診時に定期歯科検診やフッ化物塗布等のむし歯予防に関する啓発活動や保健指導を行うとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校との連携の下、フッ化物洗口事業に取り組み、各期に応じたむし歯予防を図ります。	継続実施	こども未来課 学校教育課

（３）予防接種体制の充実

事業の概要

子どもの疾病の発症・重症化を予防することを目的として、予防接種の未接種者に対し、関係機関と連携して受診勧奨を行う体制づくりを行います。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●乳幼児健診や相談の場を活用するとともに学校の協力を得て受診勧奨を行います。子どもの健やかな成長のためにも、「予防」が重要であるとの観点から、今後も継続して実施します。	継続実施	こども未来課

(4) 産婦健康診査【新規】

事業の概要

産後2週間、産後1か月健診費用を助成する事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●産婦の健康状態や育児不安の有無等について把握を行い、産後初期の段階で必要な母子に対して早期の支援につなげます。	継続実施	こども未来課

（５）小児救急医療の充実

事業の概要

医師会の輪番制による在宅当番医制度を実施し、休日・夜間等の救急医療体制を整備しています。小児医療や小児救急医療については、県事業（長崎県子ども医療電話相談 局番無し「#8000」）、（長崎県救急安心センター事業「#7119」）との連携の下、市民に分かりやすい情報発信に取り組めます。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●休日・夜間医療体制を整備し、今後も継続して実施します。	継続実施	健康ほけん課

(6) 子どもの事故予防のための啓発

事業の概要

パネルの掲示やパンフレット等の配布により、子どもの事故予防のための啓発を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用して、事故予防のパンフレット配布等を行い、啓発活動に努めます。	継続実施	こども未来課

2 育児家庭における訪問支援の充実

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、成長発達確認や養育環境の把握、子育てについての情報提供等を行うとともに、保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減を図ります。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

(2) 養育支援訪問事業

事業の概要

乳児家庭全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭について継続した訪問を行うなど、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、保健指導・助言を行います。	継続実施 (※目標数値は第6章に記載)	こども未来課

3 療育支援体制の充実

(1) 地域における療育体制の確立

事業の概要

乳幼児健康診査、県の巡回療育相談事業や発達専門外来などを活用し、あったかさん 21（平戸市療育支援センター）を中心とした療育支援につなげる体制づくりを図る事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●乳幼児健診や小児発達専門相談、巡回療育相談等を実施するとともに発達専門外来受診を調整し、発達支援の必要な子どもの早期発見、早期療育を推進します。 ●県北保健所、あったかさん 21 等の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、医療機関等と連携協力を密にして、療育体制の整備を推進します。	継続実施	こども未来課 福祉課

(2) 障がいのある子どもへの支援及び保護者への支援

事業の概要

療育を必要とする子どもに対して、障害児福祉計画に基づき、障害児相談支援事業によるサービス計画をつくり、その計画に沿ってあったかさん 21 等を中心に専門的な療育支援を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●あったかさん 21 等を中心に専門的な療育支援を今後も継続して実施します。また、保育所や認定こども園、学校等の関係機関との連携を強化し、早期発見に努めます。 ●療育を必要とする子どもと保護者の相談に応じ、必要な医療や療育が受けられるよう支援することで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。 ●広報誌や各保健事業等で制度の周知を図ります。	継続実施	福祉課 こども未来課

4 食育の推進

(1) 発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供

事業の概要

「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、発達段階に応じた食育推進活動を展開しています。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●乳幼児健診や各幼児教育保育施設、学校等において、「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、情報提供や保健指導を行うなど、発達段階に応じた食育推進活動を展開します。	継続実施	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課

(2) 食事づくりなど体験ふれあい活動の推進

事業の概要

「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進しています。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も、「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進します。	継続実施	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課



5 思春期保健対策の充実

(1) 性に関する正しい知識の普及

事業の概要

小中学校において、学級活動や保健の授業で性に関する正しい知識の普及を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も、関係機関と連携し、継続して小中学校の学習活動の一環として妊娠出産や性感染症予防等に関する正しい知識の普及に取り組みます。	継続実施	学校教育課 こども未来課

(2) 喫煙や薬物に関する教育

事業の概要

小中学校において保健の授業で喫煙の予防知識等の指導や薬物乱用防止教室を実施する事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も、関係機関と連携して小中学校の学習活動の一環として取り組むとともに、家庭への指導を含め事業の継続を行います。	継続実施	学校教育課

(3) 学童期・思春期の心の悩みに係る相談体制の充実

事業の概要

小中学校に「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒や保護者の相談活動を行い、心の悩みに対応する事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●必要時には県の専門相談なども利用し、相談体制の確保に努めています。今後も、スクールカウンセラーの配置と必要に応じた保健所の専門相談や医療機関の紹介を通して相談体制の充実を図ります。	継続実施	学校教育課 こども未来課

基本目標5 ▶ 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境を整備する

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

(1) 確かな学力向上

事業の概要

小中学校において、授業改善等の研究を進めています。また、学校開放やゲストティーチャーの導入、生涯学習まちづくり出前講座等を授業に活用することにより、学校と地域が連携した学力向上に取り組む事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●各学校で作成する「学力向上プラン」をもとに、PDCAサイクルによる授業改善に取り組みます。引き続き取組の充実を図り、今後も継続して実施します。	継続実施	学校教育課 生涯学習課

(2) 豊かな心の育成

事業の概要

道徳授業の公開、自然体験学習、保育所・幼稚園・認定こども園と学校の相互訪問等を実施するとともに、ゲストティーチャー、地域の方の受入れ等、子どもと地域のつながりを深める事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●引き続き関係機関と協力しながら子どもたちの地域における交流の充実を図ります。 ●人権教育の充実を図ります。	継続実施	生涯学習課 学校教育課

(3) 信頼される学校づくり

事業の概要

学校支援会議を開催し、児童・生徒の健やかな成長と地域に開かれた学校づくりを進める事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●今後も学校支援会議を充実するとともに、救急救命についても取組を進めます。 ●遊具の安全管理、A E Dの設置、救急救命の講習会、耐震化の事業などを実施し、安全・安心で信頼される学校づくりに努めます。	継続実施	学校教育課

(4) 幼児教育の質の向上

事業の概要

認可保育所から幼保連携認定こども園への移行を推進するとともに幼児教育の質の向上を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●中部地区において、認可保育所から幼保連携認定こども園への移行を推進します。 ●職員研修等により教育の質の向上を図ります。 ●小学校への移行を円滑にするため、幼保小連携推進協議会を設置し、就学予定児に対する移行支援を関係機関と連携し行います。	継続実施	学校教育課 こども未来課

2 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

事業の概要

保護者とのあらゆる機会を活用し、家庭教育に関する情報提供や子育て講話等を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●家庭の教育力向上を図るため、子育て講演会やながさきファミリープログラムを活用して、親子のコミュニケーション力の向上を支援します。 ●こども誰でも通園制度を推進することにより、家庭と異なる環境や人との関わりの中で子どもの成長を促すとともに、保護者の育児不安や負担を軽減し、育児相談等の機会を確保します。	継続実施	学校教育課 生涯学習課 こども未来課

(2) 地域の教育力の向上

事業の概要

青少年健全育成会や子ども会等による各種活動を支援し、地域の教育力向上を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●長崎県民総ぐるみの子育て支援活動であるココロねっこ運動を推進するため、今後も各種団体による活動を継続して支援します。	継続実施	生涯学習課

3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 子どもたちを有害環境から守るための取組

事業の概要

有害図書陳列店等への立入り調査や白ポスト設置を行うとともに、児童・生徒のネット利用による有害環境への対応について、有害情報接触等の危険性及び防止策について情報提供等を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●引き続き、有害図書陳列店等への立入り調査を行うとともに白ポストでの有害図書の回収を行います。 ●ネット環境における有害情報から子どもたちを守るため、情報教育の充実やメディア安全指導員の養成に取り組みます。	継続実施	生涯学習課 学校教育課

(2) ノーメディアへの取組

事業の概要

ノーメディア運動の普及・啓発を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●保育所等の教育・保育施設において引き続きメディアの制限を実施します。 ●学校教育では、「テレビを消して、家族みんなで読書しよう」という親子10分間読書の推奨やメディアコントロールチャレンジの実施に努めています。 ●毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及・啓発に取り組みます。	継続実施	こども未来課 学校教育課 生涯学習課

基本目標6 ▶ 子どもの安全を確保する

1 安全・安心して通学できる道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設整備・道路改良

事業の概要

カーブミラー等交通安全施設整備や道路改良を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も緊急性の高いものから順次、交通安全施設整備や道路改良を行います。 ●標識や横断歩道の新設などを公安委員会に要望していきます。	継続実施	総務課 建設課

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 安心して利用できる公園の整備

事業の概要

公園の安全確認を定期的に行うとともに、安心して利用できる環境整備を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●子どもたちが安全に安心して利用できるよう、今後も公園内遊具の点検を行い、不良箇所があった場合は改修等を行います。	継続実施	こども未来課 都市計画課

3 交通安全教育の確保

(1) 交通安全教育の実施

事業の概要

警察署や平戸地区交通安全協会により、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校で定期的に交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を行う事業です。

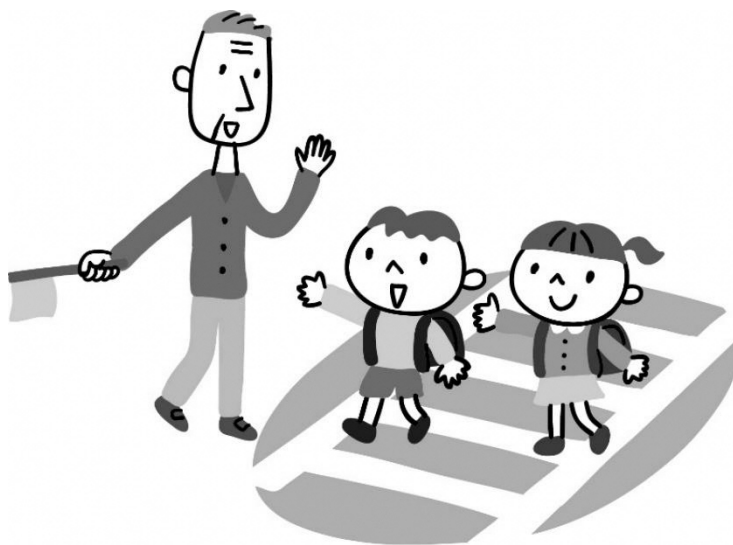
取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●交通安全教室は一定の効果をあげており、今後も継続して実施し、交通安全教育の充実を図ります。	継続実施	総務課 学校教育課

(2) 交通安全教育指導者等の育成

事業の概要

交通安全推進連絡協議会や交通指導員会を組織し、交通安全運動期間中の立哨や広報宣伝を中心とした交通安全の推進を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●交通指導員会では研修会を実施し、指導員自身の安全と交通安全指導スキルの向上を図ります。 ●指導員の確保、育成に努めます。	継続実施	総務課



4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 犯罪等に関する情報の提供

事業の概要

警察から「生活安全ニュース」の発信や学校から保護者への文書の配布、メール配信により犯罪発生の周知を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●警察との連携を密にして、引き続き現在の取組を実施し、犯罪等に関する情報を提供します。	継続実施	総務課 学校教育課

(2) 犯罪・事故の被害から子どもを守るための取組

事業の概要

子どもに関する様々な犯罪や事故を未然に防ぎ、緊急時に対応できるよう、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、関係民間団体等との連携・協力体制を強化し、防止対策に取り組む事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●各地区において防犯灯を継続して設置していけるよう、防犯灯に係る電気料補助を引き続き行います。 ●少年センターや青少年健全育成会による補導活動を継続実施します。 ●学校においては、防犯危機マニュアルの活用、防犯講習会等を継続実施し、非行防止・安全の推進に努めます。	継続実施	総務課 学校教育課 生涯学習課 こども未来課

(3) 「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

事業の概要

「子ども 110 番の家」の周知を図り、防犯ボランティア活動の支援を推進し、地域全体による防犯体制づくりを行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●地域全体による防犯体制づくりに努め、今後も継続して実施します。	継続実施	総務課

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組を推進する

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待防止ネットワークの設置

事業の概要

虐待を受けている子どもへの適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力の確保を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も関係機関と連携を密にし、情報交換やケース検討会での情報共有、支援方法の確認等を行い、児童虐待の防止、早期発見に努めます。 ●支援や対応方法等の研修会を行い、関係機関との連携を図ります。	継続実施	こども未来課

(2) 親と子の心の健康づくり

事業の概要

親育ち講座事業を開催し、子育てにおける負担感、不安の軽減を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●子育てにおける保護者の負担感、不安の軽減を図るため親育ち講座を継続して開催するとともに、内容の充実を図ります。 ●サークル活動への発展など、積極的な子育て交流ができるよう推進に努めます。	継続実施	こども未来課

(3) 家庭児童相談室における取組

事業の概要

家庭児童相談室（こども未来課内）に、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務に対応するための家庭相談員、保健師を配置し、関係機関と連携を図りながら、支援を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も関係機関との連携を強化しながら相談・訪問を継続し、支援の充実を図ります。	継続実施	こども未来課

2 いじめ・不登校への取組

(1) いじめ・不登校への取組

事業の概要

平戸市生徒指導推進協議会を設置し、いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策などについて総合的かつ効果的に対応するため、関係機関等と連携を図る事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●今後も現在の取組を実施し、教育支援教室（のぞみ）、校内教育支援教室（ひかり）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、家庭、学校、地域との積極的な連携の下で、いじめ、不登校等の課題を抱える児童・生徒に対応するとともに、必要に応じて、随時、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会を実施し、具体的な援助につなげます。 ●毎年開催される生徒指導推進協議会において、関係者間の連携を図ります。	継続実施	学校教育課 こども未来課

(2) 未就学児童への取組

事業の概要

住民登録上就学児童であっても、学校に入学していない児童・生徒がいないか、確認を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和 11 年度)	担当課
●今後も教育委員会との連携を図り、児童台帳の確認を継続して行います。	継続実施	学校教育課 こども未来課

3 被害を受けた子どもの立ち直り支援

(1) 被害を受けた子どもに対するカウンセリング

事業の概要

スクールカウンセラーを活用し、校内支援体制を確立しています。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●今後も関係機関と連携し、校内支援体制の充実を図ります。	継続実施	学校教育課

(2) 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援

事業の概要

要支援児童への適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、保育所等、学校、家庭児童相談室等関係機関との連携を図り、個別指導・支援を行う事業です。

取組の方針	目標 (令和11年度)	担当課
●小中学校及び幼児教育保育施設等と個別会議を設定するなど、今後も関係機関と連携を密にし、きめ細かな支援を行います。	継続実施	こども未来課



基本目標 8 子どもの貧困解消へ向けた取組を推進する

1 子どもの貧困解消に向けた取組

(1) 貧困解消へ向けた総合的支援

事業の概要

すべての子どもの貧困解消へ向け、市をあげて支援体制の構築に努めます。

事業名称	取組の方針	担当課
貧困対策に係る支援体制の構築【新規】	●地域における関係機関が要保護児童対策地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を構築します。	こども未来課 学校教育課

(2) 教育の支援

事業の概要

すべての子どもの教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが現在及び将来にわたり夢や希望を持つことができるよう、必要な教育と学習の機会の提供に取り組みます。

事業名称	取組の方針	担当課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (受講修了時給付金・合格時給付金)	●高等学校卒業程度認定試験合格のために、講座を受講した費用の一部を助成します。ひとり親家庭の学び直しを支援します。(受講修了時給付金) ●高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に、費用の一部を支給します。(合格時給付金)	こども未来課
要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに特別支援学級就学奨励費支給	●経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を支給します。 ●特別支援学級就学の児童・生徒の保護者に対し、特別支援学級就学奨励費を支給します。	教育総務課
子育て費用負担軽減対策	●幼児教育・保育の無償化の対象外となる3号認定の子どもについても第1子から保育料を無料とします。 ●1号認定・2号認定の副食費について、一定額を上限として免除します。	こども未来課

(3) 生活の支援

事業の概要

子どもの健康状態の把握や親の妊娠・出産期からのサポート及び相談を行うことで、子育て世帯の困難や悩みの早期把握に努め、それぞれの家庭における生活の質の向上を図りつつ、生活環境の改善を図ります。

事業名称	取組の方針	担当課
発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供	●乳幼児健診や各幼児教育保育施設、学校等において、「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、情報提供や保健指導を行うなど、発達段階に応じた食育推進活動を展開します。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
食事づくりなど体験ふれあい活動の推進	●「第4次平戸市食育推進計画」に基づき、食事づくりなど体験ふれあい活動を推進します。	こども未来課 学校教育課 健康ほけん課
妊婦健康診査事業	●妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握や保健指導等を実施します。	こども未来課
乳幼児健康診査事業	●疾病の早期発見・治療に資するとともに、乳幼児各期の発達確認を行い、必要に応じて支援事業につなげます。 ●未受診者に対しては早期の状況把握に努めます。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業	●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、成長発達確認や養育環境の把握、子育てについての情報提供等を行うとともに、保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減を図ります。	こども未来課
生活困窮者自立相談支援事業	●生活困窮者等を対象として、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	福祉課
生活困窮者家計相談支援事業	●生活困窮者等を対象として、相談者の状況に応じた家計管理の方法を提案し生活の安定を図ります。	福祉課
住居確保給付金	●離職などによって住居を失った方等に、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。 ●住居を確保した上で就職活動の支援を行います。	福祉課

(4) 保護者に対する就労支援

事業の概要

安定した生活環境を確保するためには、安定した収入の確保が必要となり、保護者の就労意欲の向上や就労環境を整えることが必要となるため、就職に関わる相談支援を提供します。

事業名称	取組の方針	担当課
母子・父子自立支援員による相談事業 (自立相談支援事業) (相談体制の充実や情報提供)	●母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の母・父の自立に向けた相談・支援・情報提供を継続して実施します。 ●各支所等における巡回相談の実施(予約制)を行います。 ●広報・ホームページ、個別通知などにより制度の周知を行い、自立支援事業の活用を図ります。	こども未来課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	●ひとり親家庭の母・父が、看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成訓練を受講する期間のうち、一定期間について高等職業訓練促進費を支給します。	こども未来課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	●ひとり親家庭の母・父が、職業能力の開発のための講座を受講し、教育訓練修了後に自立支援教育訓練給付費を支給します。	こども未来課
生活困窮者自立相談支援事業(就労支援)	●生活困窮者就労支援員がハローワークと連携して就労支援を行います。	福祉課

(5) 経済的支援

事業の概要

ひとり親家庭などや障がいのある人、生活が困難な世帯などを支援するため、経済的支援を行い、生活基盤の安定化を図ります。

事業名称	取組の方針	担当課
児童扶養手当給付事業	●ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
福祉医療給付事業 (ひとり親家庭医療)	●ひとり親家庭等の親と子に対し、医療費の一部を支給することにより、家庭の経済的負担軽減を図ります。	こども未来課
放課後児童クラブにおける低所得者対策 【新規】	●放課後児童クラブの利用料の減免について、ひとり親世帯だけでなく、低所得世帯に対する減免措置の拡充を図ります。	こども未来課
生活保護	●困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を促します。	福祉課



第6章／子ども子育て支援事業における提供体制

1 提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法による教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、施設の整備状況などを勘案して市町村が設定します。

（１）提供区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めました。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しています。

（２）区域設定

現在、計画期間中に大規模な都市整備計画等の想定や、地域の社会状況の変化も見込まれていないことから、第1期・第2期計画同様、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供区域を以下のとおり設定します。

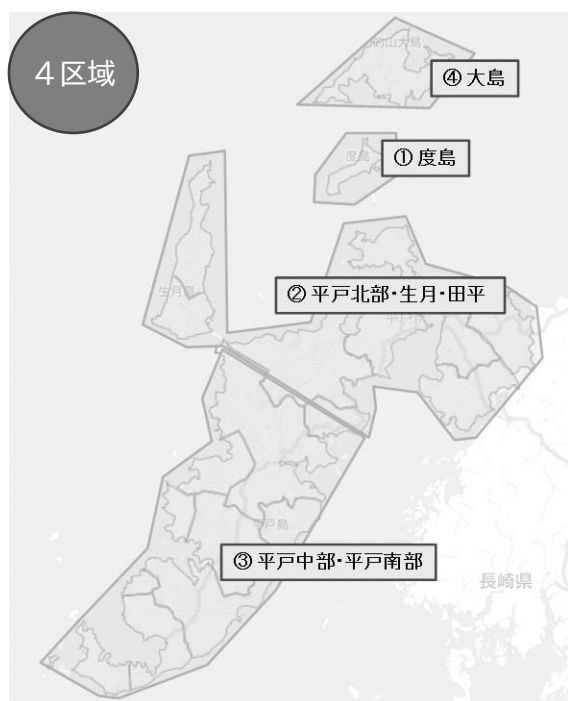
■ 教育・保育の提供区域

事業区分（子どもの認定区分）	区域設定
1号認定（3歳以上・教育のみ）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
2号認定（3歳以上・保育あり）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
3号認定（0～2歳・保育あり）	7区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①利用者支援事業	1 区域（市内全域）
②妊婦等包括相談支援事業【新規】	1 区域（市内全域）
③地域子育て支援拠点事業	6 区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部・平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
④妊婦健康診査事業	1 区域（市内全域）
⑤産後ケア事業【新規】	1 区域（市内全域）
⑥乳児家庭全戸訪問事業	1 区域（市内全域）
⑦養育支援訪問事業	1 区域（市内全域）
⑧子育て世帯訪問支援事業【新規】	1 区域（市内全域）
⑨児童育成支援拠点事業【新規】	1 区域（市内全域）
⑩親子関係形成支援事業【新規】	1 区域（市内全域）
⑪子育て短期支援事業	1 区域（市内全域）
⑫ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	1 区域（市内全域）
⑬一時預かり事業	4 区域 【度島】 【平戸北部・生月・田平】 【平戸中部・平戸南部】 【大島】
⑭延長保育事業	4 区域 【度島】 【平戸北部・生月・田平】 【平戸中部・平戸南部】 【大島】
⑮病児保育事業（病児・病後児保育）	1 区域（市内全域）
⑯乳児等通園支援事業【新規】 （こども誰でも通園制度）	1 区域（市内全域）
⑰放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	7 区域 【度島】 【平戸北部】 【平戸中部】 【平戸南部】 【生月】 【田平】 【大島】
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 区域（市内全域）
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 区域（市内全域）

■ 提供区域設定概略図



Map data(C)Google

（３）提供体制の確保と実施時期

乳幼児期における子どもは、その発達段階に応じた教育・保育施設や地域型保育事業について必要に応じ確保していく必要があります。そのため、令和２年度から令和５年度の利用実績及び、令和６年に実施したニーズ調査を基に、子どもや保護者の動向を踏まえ、事業の利用実績や現在の供給体制等を勘案し、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の方策及び実施時期を設定します。

(4) 量の見込み算出の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、令和2年度から令和5年度の利用実績を基に、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市における実績や地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

2 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」

(1) 教育・保育事業

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度の実績値において利用率の平均値を採用して見込みを算出しています。

区域①【度島】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	6人	0人	1人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所					
	地域型保育事業					
③認可外保育施設			38人	12人		
(②+③)-①		0人	32人	12人	▲1人	0人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	6人	0人	1人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所					
	地域型保育事業					
③認可外保育施設			38人	12人		
(②+③)-①		0人	32人	12人	▲1人	0人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	6人	0人	1人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所					
	地域型保育事業					
③認可外保育施設			38人	12人		
(②+③)-①		0人	32人	12人	▲1人	0人

		令和 10 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0 人	9 人	0 人	1 人	0 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所					
	地域型保育事業					
③認可外保育施設			38 人	12 人		
(②+③)-①		0 人	29 人	12 人	▲1 人	0 人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0 人	6 人	0 人	1 人	0 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所					
	地域型保育事業					
③認可外保育施設			38 人	12 人		
(②+③)-①		0 人	32 人	12 人	▲1 人	0 人

【提供の方策・実施の方針】

度島では、現在へき地保育所 1 か所（認可外保育施設に計上）で対応しています。

人口推計では減少する予測ですが、地理的に離島という特別な要件もあり、計画期間中は現状の体制で対応していきます。

区域②【平戸北部】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		5人	227人	46人	35人	11人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	20人	203人	60人	53人	34人
	地域型保育事業			5人	4人	3人
③認可外保育施設			5人	5人	5人	5人
(②+③)-①		15人	▲19人	24人	27人	31人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4人	198人	41人	41人	11人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	20人	203人	60人	53人	34人
	地域型保育事業			5人	4人	3人
③認可外保育施設			5人	5人	5人	5人
(②+③)-①		16人	10人	29人	21人	31人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4人	178人	48人	40人	10人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	20人	203人	60人	53人	34人
	地域型保育事業			5人	4人	3人
③認可外保育施設			5人	5人	5人	5人
(②+③)-①		16人	30人	22人	22人	32人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4人	158人	47人	39人	10人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	20人	203人	60人	53人	34人
	地域型保育事業			5人	4人	3人
③認可外保育施設			5人	5人	5人	5人
(②+③)-①		16人	50人	23人	23人	32人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		4 人	160 人	46 人	39 人	10 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	20 人	203 人	60 人	53 人	34 人
	地域型保育事業			5 人	4 人	3 人
③認可外保育施設			5 人	5 人	5 人	5 人
(②+③)－①		16 人	48 人	24 人	23 人	32 人

【提供の方策・実施の方針】

平戸北部では、推計人口は減少する予測であり今後も待機児童は発生しない見込みです。利用定員の減少も検討していく必要がありますが、市内他地区からの受入れも多い状況のため、慎重に対応していきます。

区域③【平戸中部】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	70人	14人	11人	4人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		66人	15人	12人	7人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	▲4人	1人	1人	3人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	67人	14人	12人	4人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		66人	15人	12人	7人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	▲1人	1人	0人	3人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	70人	16人	11人	4人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		66人	15人	12人	7人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	▲4人	▲1人	1人	3人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	58人	15人	11人	4人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		66人	15人	12人	7人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	8人	0人	1人	3人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0 人	60 人	15 人	11 人	4 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		66 人	15 人	12 人	7 人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)－①		0 人	6 人	0 人	1 人	3 人

【提供の方策・実施の方針】

平戸中部には1号認定である「教育」を提供する施設がありません。現在、区域内認可保育所の認定こども園への移行計画はありませんが、今後ニーズが一定数あれば検討します。

2・3号認定については、定員に余裕があり、地区内の推計児童人口も減少する見込みのため、施設の利用定員を減少させる検討をします。

区域④【平戸南部】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	55人	12人	11人	2人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	5人	68人	15人	11人	11人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		4人	13人	3人	0人	9人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	49人	13人	9人	2人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	5人	68人	15人	11人	11人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		4人	19人	2人	2人	9人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	42人	11人	9人	2人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	5人	68人	15人	11人	11人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		4人	26人	4人	2人	9人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	45人	11人	9人	2人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	5人	68人	15人	11人	11人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		4人	23人	4人	2人	9人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1 人	44 人	10 人	8 人	2 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	5 人	68 人	15 人	11 人	11 人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)－①		4 人	24 人	5 人	3 人	9 人

【提供の方策・実施の方針】

平戸南部では、1号認定「教育」については、認定こども園1か所にて対応します。

2・3号認定については、定員に余裕があり、地区内の推計児童人口も減少する見込みのため、施設の利用定員を減少させる検討をします。

区域⑤【生月】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	32人	6人	4人	1人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人	7人	7人	4人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		14人	20人	1人	3人	3人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	32人	6人	4人	1人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人	7人	7人	4人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		14人	20人	1人	3人	3人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	27人	5人	3人	1人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人	7人	7人	4人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		14人	25人	2人	4人	3人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1人	24人	5人	3人	1人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	15人	52人	7人	7人	4人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		14人	28人	2人	4人	3人

区域⑥【田平】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		41人	160人	48人	33人	10人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	55人	141人	32人	31人	26人
	地域型保育事業			11人	11人	6人
③認可外保育施設						
(②+③)-①		14人	▲19人	▲5人	9人	22人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		44人	171人	34人	38人	9人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	55人	141人	32人	31人	26人
	地域型保育事業			11人	11人	6人
③認可外保育施設						
(②+③)-①		11人	▲30人	9人	4人	23人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		42人	164人	38人	38人	9人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	55人	141人	32人	31人	26人
	地域型保育事業			11人	11人	6人
③認可外保育施設						
(②+③)-①		13人	▲23人	5人	4人	23人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		45人	173人	38人	38人	9人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	55人	141人	32人	31人	26人
	地域型保育事業			11人	11人	6人
③認可外保育施設						
(②+③)-①		10人	▲32人	5人	4人	23人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		40 人	156 人	38 人	37 人	10 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	55 人	141 人	32 人	31 人	26 人
	地域型保育事業			11 人	11 人	6 人
③認可外保育施設						
(②+③)－①		15 人	▲15 人	5 人	5 人	22 人

【提供の方策・実施の方針】

田平では、1号認定「教育」については、認定こども園に加え幼稚園があることから、十分に確保の体制が整えられています。2号認定については、定員不足がみられますが、地域型保育事業の事業所内保育施設が2か所あり、3号認定を含めた全体で見ると十分な確保の体制が整えられています。また、人口推計では緩やかな減少となっていることから、計画期間中は現状の体制で対応していきます。

区域⑦【大島】

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	19人	3人	1人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		25人	2人	1人	2人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	6人	▲1人	0人	2人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	26人	2人	2人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		25人	2人	1人	2人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	▲1人	0人	▲1人	2人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	24人	3人	2人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		25人	2人	1人	2人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	1人	▲1人	▲1人	2人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0人	24人	2人	2人	0人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		25人	2人	1人	2人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)-①		0人	1人	0人	▲1人	2人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		0 人	20 人	2 人	2 人	0 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所		25 人	2 人	1 人	2 人
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
(②+③)－①		0 人	5 人	0 人	▲1 人	2 人

【提供の方策・実施の方針】

大島では、現在、保育所1か所に対応しています。人口推計では減少する予測ですが、地理的に離島という特別な条件もあり、計画期間中は現状の体制で対応していきます。

(7区域合計)

		令和7年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		48人	569人	129人	96人	28人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	95人	555人	131人	115人	84人
	地域型保育事業			16人	15人	9人
③認可外保育施設			43人	17人	5人	5人
(②+③)-①		47人	29人	35人	39人	70人

		令和8年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		50人	549人	110人	107人	27人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	95人	555人	131人	115人	84人
	地域型保育事業			16人	15人	9人
③認可外保育施設			43人	17人	5人	5人
(②+③)-①		45人	49人	54人	28人	71人

		令和9年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		48人	511人	121人	104人	26人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	95人	555人	131人	115人	84人
	地域型保育事業			16人	15人	9人
③認可外保育施設			43人	17人	5人	5人
(②+③)-①		47人	87人	43人	31人	72人

		令和10年度				
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号		
				2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		51人	491人	118人	103人	26人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	95人	555人	131人	115人	84人
	地域型保育事業			16人	15人	9人
③認可外保育施設			43人	17人	5人	5人
(②+③)-①		44人	107人	46人	32人	72人

		令和 11 年度				
		1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号		
				2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		46 人	468 人	115 人	101 人	27 人
②確保の方策	認定こども園 幼稚園、保育所	95 人	555 人	131 人	115 人	84 人
	地域型保育事業			16 人	15 人	9 人
③認可外保育施設			43 人	17 人	5 人	5 人
(②+③)－①		49 人	130 人	49 人	34 人	71 人

3 地域子ども・子育て支援事業の実施

(1) 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

市内全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保の方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(地域子育て相談支援機関)	(0 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)

【提供の方策・実施の方針】

1か所は、基本型であり「子育てひろばトコトコ」において平戸市子育てなんでも相談窓口『ぽ～れば～れ』として、市民に身近な場所として1か所で実施しています。また、従前に設置していた子育て世代包括支援センターを令和6年度からこども家庭センターに移行し、こども未来課内に設置しています。なお、地域子育て相談支援機関は、今後設置について検討していきます。

(2) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】国の標準的な算出に基づき見込みを算出しています。(1組あたり3回の面談回数を乗じて見込みを算出しています。)

市内全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	399 回	387 回	378 回	366 回	354 回
確保の方策	399 回	387 回	378 回	366 回	354 回

(実施回数)

【提供の方策・実施の方針】

妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート及び面談、新生児訪問時の面談等の機会を通じて、妊娠期から子育て期までを一貫して情報提供や相談支援を行い、早期に必要な支援につなぎます。

(3) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。6区域設定で行います。

【量の見込み】令和2年度から令和5年度の実績値において利用率の最大値を採用して見込みを算出しています。なお、大島は利用実績がなく、ニーズ調査による利用意向の回答割合を利用率として採用して算出しています。

区域①【度島】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	292人日	250人日	250人日	167人日	208人日
確保の方策	292人日	250人日	250人日	167人日	208人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

出張ひろばトコトコ in 度島による事業を継続し、身近な場所で相談・交流等ができるようにします。

区域②【平戸北部】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,547人日	1,558人日	1,612人日	1,579人日	1,547人日
確保の方策	1,547人日	1,558人日	1,612人日	1,579人日	1,547人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

愛の園保育所内の「あいちゃん広場」による事業を継続し、身近な場所で相談・交流等ができるようにします。

区域③【平戸中部・平戸南部】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	362 人日	367 人日	358 人日	344 人日	331 人日
確保の方策	362 人日	367 人日	358 人日	344 人日	331 人日
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

出張ひろばトコトコ in 紐差・出張ひろばトコトコ in 津吉による事業を継続し、身近な場所
所で相談・交流等ができるようにします。

区域④【生月】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	276 人日	276 人日	228 人日	228 人日	192 人日
確保の方策	276 人日	276 人日	228 人日	228 人日	192 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

出張ひろばトコトコ in 生月による事業を継続し、身近な場所で相談・交流等ができるよう
にします。

区域⑤【田平】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	5,668 人日	5,133 人日	5,347 人日	5,347 人日	5,347 人日
確保の方策	5,668 人日	5,133 人日	5,347 人日	5,347 人日	5,347 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

子育てひろばトコトコによる事業を継続し、身近な場所で相談・交流等ができるようにし
ます。

区域⑥【大島】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	79 人日	63 人日	68 人日	63 人日	63 人日
確保の方策	79 人日	63 人日	68 人日	63 人日	63 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

これまでニーズが高くなかったことから、設置には至っていません。今後ニーズの把握に努め、検討していきます。

(6 区域合計)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8, 224 人日	7, 647 人日	7, 863 人日	7, 728 人日	7, 688 人日
確保の方策	8, 224 人日	7, 647 人日	7, 863 人日	7, 728 人日	7, 688 人日
実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

(延べ人数)

（４）妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に受診する健診費用を助成する事業です。妊娠週数に応じた間隔で医療機関を受診し、週数に応じて必要な検査を行い、胎児の育ちや妊婦自身の健康状態を確認するため、受診票 14 回分を交付し、一定内容について健診費用の自己負担額が軽減されます。また、健診結果を把握し、必要に応じて保健指導を行うことで妊娠中の健康の保持増進を支援しています。

【量の見込み】利用人数÷（該当年の 0 歳人口+翌年の 0 歳人口/2）で利用率を算出しています。

市内全域

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	133 人	129 人	126 人	122 人	118 人
確保の方策	133 人	129 人	126 人	122 人	118 人

（実人数）

【提供の方策・実施の方針】

令和 7 年度から従前の健康診査の内容に子宮頸がんの検査項目を追加し、継続していきます。

（５）産後ケア事業【新規】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母親とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込み】国の標準的な算出に基づき見込みを算出しています。（令和 2 年度から令和 5 年度の実績値において利用率の平均値を採用して見込みを算出しています。）

市内全域

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	78 人日	74 人日	74 人日	70 人日	68 人日
確保の方策	78 人日	74 人日	74 人日	70 人日	68 人日

（延べ人数）

【提供の方策・実施の方針】

従前から取り組んでいますが、令和 7 年度から利用促進のため、すべての利用者について、ショートステイ型以外のデイサービス型及びアウトリーチ型の自己負担額を無償化し、継続していきます。

（６）乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】０歳人口推計と同数を量の見込みとして採用しています。

市内全域

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	139人	135人	132人	130人	127人
確保の方策	139人	135人	132人	130人	127人

(実人数)

【提供の方策・実施の方針】

従前から、すべての対象者への訪問に取り組んでおり、継続していきます。

（７）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭について継続した訪問を行う事業です。育児・家事援助については、令和６年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業では保健師等による専門的相談支援を行います。

【量の見込み】令和２年度から令和５年度の実績値において利用率の最大値を採用して見込みを算出しています。

市内全域

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	46人	45人	43人	40人	38人
確保の方策	46人	45人	43人	40人	38人

(実人数)

【提供の方策・実施の方針】

育児に心的ストレス等を抱える対象者にとって重要な事業であるため、継続していきます。

（８）子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家
事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込み】国の標準的な算出に基づき見込みを算出しています。利用対象者の見込
み想定から算出しています。

市内全域

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	432 人日	432 人日	432 人日	432 人日	432 人日
確保の方策	432 人日	432 人日	432 人日	432 人日	432 人日

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

令和 4 年度から開始した養育支援訪問（家事支援）を充実させ、令和 6 年度から本事業を
実施しており、今後も継続していきます。

（９）児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居
場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供
する事業です。

【提供の方策・実施の方針】

利用見込み、提供体制については、実情に応じて随時見直しを行っていきます。

（10）親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義
やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の
提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩
みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【提供の方策・実施の方針】

現在、実施はありませんが、今後、実情に応じて実施を検討していきます。

(11) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】利用実績がないため、ニーズ調査において、利用希望の割合を利用率と仮定して見込みを算出しています。

市内全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111人日	106人日	101人日	96人日	91人日
確保の方策	111人日	106人日	101人日	96人日	91人日

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

令和6年度より開始した事業であり現在までには利用はありませんでしたが、個別の事案では利用を検討したケースがあるため、引き続き事業を継続します。

(12) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) ：乳幼児～就学児対象

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や就学児を対象に、子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育ての手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)との間の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込み】令和2年度から令和5年度の実績値において利用率の最大値を採用して見込みを算出しています。

市内全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	270人	259人	248人	235人	223人
確保の方策	270人	259人	248人	235人	223人

(年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

ここ数年において利用数が増加傾向にあることや、本市内における保育サービス資源の不足を補える事業であり、かつ、保護者の保育ニーズの多様性に応じることが可能であるため、事業を継続します。

(13) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。4区域での対応とします。

【量の見込み】令和2年度から令和5年度の実績値において幼稚園での預かり保育は利用率の平均値を、幼稚園以外での預かり保育は利用率の最小値を採用して見込みを算出しています。(幼稚園での預かり保育について、度島、大島は利用実績がなく1号認定の推定もないため見込みの算出はありません。幼稚園以外の預かり保育について、度島は利用実績がないため、ニーズ調査における利用意向の割合を採用して見込みを算出)

区域①【度島】

■幼稚園での預かり保育

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(延べ人数)

■幼稚園以外での預かり保育

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

度島には幼稚園がなく、教育時間以降を対象とする預かりはありません。また、幼稚園以外での預かり保育を実施している施設ありませんが、ニーズ調査における利用意向がみられたため、事業の実施について検討していきます。

区域②【平戸北部・生月・田平】

■幼稚園での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,221 人日	2,175 人日	1,990 人日	1,851 人日	1,759 人日
確保の方策	2,221 人日	2,175 人日	1,990 人日	1,851 人日	1,759 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

■幼稚園以外での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	116 人日	110 人日	106 人日	101 人日	97 人日
確保の方策	116 人日	110 人日	106 人日	101 人日	97 人日
実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園での教育時間以降の預かりは、1 か所に対応しています。幼稚園以外での預かり保育は、現在事業を実施している認可保育所等において継続して実施します。

区域③【平戸中部・平戸南部】

■幼稚園での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	49 人日	49 人日	49 人日	49 人日	49 人日
確保の方策	49 人日	49 人日	49 人日	49 人日	49 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

■幼稚園以外での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	70 人日	68 人日	66 人日	62 人日	61 人日
確保の方策	70 人日	68 人日	66 人日	62 人日	61 人日
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園での教育時間以降の預かりは、認定こども園の1号認定に対応しています。幼稚園以外での預かり保育は、現在事業を実施している認可保育所等において継続して実施します。

区域④【大島】

■幼稚園での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(延べ人数)

■幼稚園以外での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	2 人日
確保の方策	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	2 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

大島には幼稚園がなく、教育時間以降を対象とする預かりはありません。幼稚園以外での預かり保育は、現在事業を実施している認可保育所等において継続して実施します。

(4 区域合計)

■幼稚園での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2, 270 人日	2, 224 人日	2, 039 人日	1, 900 人日	1, 808 人日
確保の方策	2, 270 人日	2, 224 人日	2, 039 人日	1, 900 人日	1, 808 人日
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(延べ人数)

■幼稚園以外での預かり保育

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	195 人日	187 人日	181 人日	172 人日	166 人日
確保の方策	189 人日	181 人日	175 人日	166 人日	160 人日
実施か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

(延べ人数)

(14) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。4区域での対応とします。

【量の見込み】令和2年度から令和5年度の実績値において利用率の平均値を採用して見込みを算出しています。

区域①【度島】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

度島では現状、延長保育事業は実施していませんが、他事業での実施が可能か検討します。

区域②【平戸北部・生月・田平】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,160人日	7,920人日	7,440人日	7,200人日	6,720人日
確保の方策	8,160人日	7,920人日	7,440人日	7,200人日	6,720人日
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

生月以外の地区は、現状の体制を継続して需要に応えます。生月においては、現在、延長保育事業を実施していないので事業実施を検討します。

区域③【平戸中部・平戸南部】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,920人日	1,680人日	1,680人日	1,680人日	1,680人日
確保の方策	1,920人日	1,680人日	1,680人日	1,680人日	1,680人日
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

現状の体制を継続して需要に応えます。

区域④【大島】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

現状、延長保育事業は実施していませんが、他事業での実施が可能か検討します。

(4区域合計)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,080人日	9,600人日	9,120人日	8,880人日	8,400人日
確保の方策	10,080人日	9,600人日	9,120人日	8,880人日	8,400人日
実施か所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所

(延べ人数)

(15) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】利用実績がないため、ニーズ調査において、利用希望の割合を利用率と仮定して見込みを算出しています。

市内全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	840人日	807人日	771人日	731人日	694人日
確保の方策	840人日	807人日	771人日	731人日	694人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

保護者のニーズ調査においては、施設に預けることを希望する状況がみられましたが、本市の医療機関及び保育所等は、医師や保育士の確保に苦慮している状況です。令和3年度から、西九州させぼ広域都市圏（佐世保市、松浦市、佐々町など）内の病児・病後児保育施設を広域利用することが可能となりましたが、市内における実施体制についても引き続き検討します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもについて、家庭における不安感や孤立を軽減し、すべての子どもの育ちを応援することを目的に、親の就労状況に関わらず通園できる制度です。

【量の見込み】国の標準的な算出に基づき見込みを算出しています。

市内全域

■ 0歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6人日	6人日	6人日	5人日	5人日
確保の方策	6人日	6人日	6人日	5人日	5人日

■ 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保の方策	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

■ 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保の方策	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

(延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

令和8年度から全国的に取り組むべき事業とされているため、検討し整備します。

(17) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。幼児期の教育・保育と同じく7区域で対応します。

【量の見込み】令和2年度から令和6年度の実績値（登録児童数）において最大値の利用率を採用して見込みを算出しています。（度島、平戸中部、大島は利用実績がないため、ニーズ調査における利用意向の割合を採用して見込みを算出）

区域①【度島】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14人	15人	12人	9人	8人
小学1年生	1人	2人	1人	0人	2人
小学2年生	2人	1人	2人	1人	0人
小学3年生	3人	2人	1人	2人	1人
小学4年生	3人	3人	2人	1人	2人
小学5年生	4人	3人	3人	2人	1人
小学6年生	1人	4人	3人	3人	2人
②確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

（登録児童数）

【提供の方策・実施の方針】

ニーズ調査では希望がありますが、事業主等について調整すべき点があるため、今後検討していきます。

区域②【平戸北部】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	101人	98人	93人	91人	82人
小学1年生	25人	25人	21人	24人	17人
小学2年生	24人	24人	24人	20人	22人
小学3年生	19人	19人	19人	19人	15人
小学4年生	19人	16人	16人	16人	16人
小学5年生	9人	9人	8人	8人	8人
小学6年生	5人	5人	5人	4人	4人
②確保の方策	110人	110人	110人	110人	110人

（登録児童数）

【提供の方策・実施の方針】

現在の体制のまま、事業を継続していきます。

区域③【平戸中部】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	56 人	52 人	47 人	53 人	50 人
小学 1 年生	12 人	10 人	8 人	16 人	9 人
小学 2 年生	11 人	12 人	10 人	8 人	16 人
小学 3 年生	15 人	11 人	12 人	10 人	8 人
小学 4 年生	5 人	7 人	5 人	6 人	5 人
小学 5 年生	7 人	5 人	7 人	5 人	6 人
小学 6 年生	6 人	7 人	5 人	8 人	6 人
②確保の方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

令和 7 年度より事業を開始し、継続します。

区域④【平戸南部】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	49 人	44 人	43 人	37 人	33 人
小学 1 年生	11 人	10 人	11 人	5 人	7 人
小学 2 年生	7 人	11 人	10 人	11 人	5 人
小学 3 年生	14 人	8 人	11 人	10 人	11 人
小学 4 年生	8 人	8 人	4 人	6 人	5 人
小学 5 年生	7 人	5 人	5 人	3 人	4 人
小学 6 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人
②確保の方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

現在の体制のまま、事業を継続していきます。

区域⑤【生月】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	57 人	49 人	44 人	40 人	34 人
小学 1 年生	15 人	4 人	8 人	7 人	5 人
小学 2 年生	9 人	14 人	4 人	8 人	7 人
小学 3 年生	11 人	8 人	12 人	3 人	7 人
小学 4 年生	10 人	9 人	6 人	10 人	2 人
小学 5 年生	7 人	8 人	7 人	5 人	8 人
小学 6 年生	5 人	6 人	7 人	7 人	5 人
②確保の方策	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

令和 7 年度からは、利用児童の迎えについても対応し、事業を継続します。

区域⑥【田平】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	138 人	136 人	131 人	122 人	130 人
小学 1 年生	40 人	39 人	37 人	33 人	47 人
小学 2 年生	36 人	34 人	34 人	32 人	28 人
小学 3 年生	25 人	24 人	22 人	22 人	21 人
小学 4 年生	20 人	18 人	17 人	16 人	16 人
小学 5 年生	11 人	14 人	13 人	12 人	11 人
小学 6 年生	6 人	7 人	8 人	7 人	7 人
②確保の方策	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

現在の体制のまま、事業を継続していきます。

区域⑦【大島】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	18 人	15 人	15 人	18 人	19 人
小学 1 年生	6 人	1 人	4 人	6 人	5 人
小学 2 年生	3 人	4 人	1 人	4 人	4 人
小学 3 年生	3 人	3 人	4 人	1 人	4 人
小学 4 年生	2 人	2 人	2 人	3 人	1 人
小学 5 年生	3 人	2 人	2 人	2 人	3 人
小学 6 年生	1 人	3 人	2 人	2 人	2 人
②確保の方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(登録児童数)

【提供の方策・実施の方針】

ニーズ調査では希望がありますが、事業主等について調整すべき点があるため、今後検討していきます。

(7 区域合計)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	433 人	409 人	385 人	370 人	356 人
小学 1 年生	110 人	91 人	90 人	91 人	92 人
小学 2 年生	92 人	100 人	85 人	84 人	82 人
小学 3 年生	90 人	75 人	81 人	67 人	67 人
小学 4 年生	67 人	63 人	52 人	58 人	47 人
小学 5 年生	48 人	46 人	45 人	37 人	41 人
小学 6 年生	26 人	34 人	32 人	33 人	27 人
②確保の方策	380 人	380 人	380 人	380 人	380 人

(登録児童数)

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【提供の方策・実施の方針】

世帯の所得状況等によるものですが、各施設と連携しながら給付対象者を把握し、必要な支援を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。

【提供の方策・実施の方針】

少子化が進行する中、本市における教育・保育等の需給バランスを考慮し、多様な事業者の新規参入の必要性について検討します。



4 放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画

これまで、放課後に子どもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、子どもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組が進められてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末をもって終了しましたが、引き続き「子ども子育て支援事業計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることが求められています。

本市においては以下の方針で、放課後の子どもたちへの取組を進めます。

（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①待機児童解消に向けた具体的な取組

令和6年度現在、全市的にみた放課後児童クラブの利用実績はやや増加傾向にあり、新規施設での提供も開始しています。令和11年度までの量の見込みや子どもの人口推計の状況、利用者のニーズにより、放課後児童クラブをはじめ、児童館等関係機関と連携した受け皿の拡充を進めます。

（２）放課後（地域）子ども教室

計画期間内における放課後子ども教室の目標事業量等を設定します。

■現在の取組と目標事業量

〔実績〕

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	か所	3	3	3	3	3

〔目標事業量〕

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	か所	5	5	5	5	5

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後（地域）子ども教室との連携

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう教育委員会と協力し、両事業を進める必要があります。

①校内交流型及び連携型（※）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和11年度までに、今後も校内交流型又は連携型（※）の実施について、1か所で事業実施を行っていきます。

（※）校内交流型…放課後児童クラブと放課後子ども教室を同会場、同日時で開催する形態。

連携型…放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の会場で、教室のプログラムを体験する形態。

〔目標事業量〕校内交流型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	か所	1	1	1	1	1

〔目標事業量〕連携型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	か所	1	1	1	1	1

②放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進に関する具体的な取組

教育委員会と連携して、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議します。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組

学校は、児童が放課後も校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては今後も引き続き利活用の可能性について検討します。

④放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係るこども未来課と教育委員会の連携に関する取組

両事業に係る課題が発生した場合に、教育委員会と連携して、調査や協議を行います。

⑤放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、子どもの健全育成を図る役割を担っています。

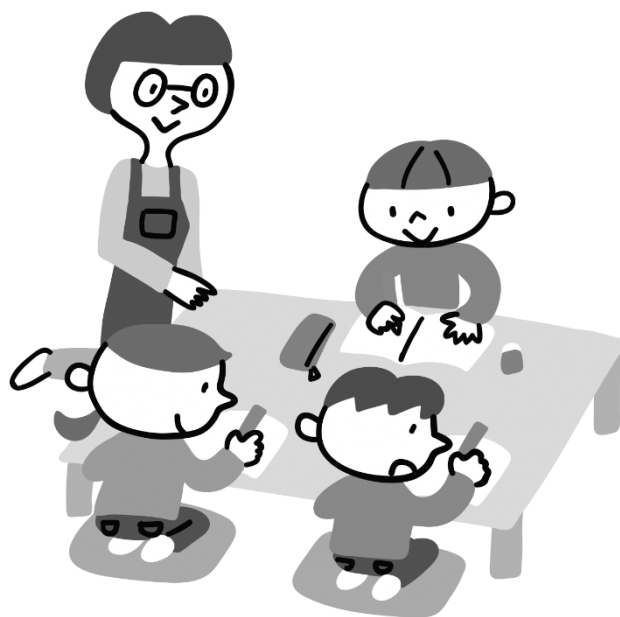
その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

⑥特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ数は年々増加しており、こうした特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるような取組が重要となります。

放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進します。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・児童クラブ・放課後子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じて専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。



第7章／計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健、医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民参画の下、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていきます。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、職務を遂行するよう知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取組が行えるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

福祉、保健、医療、教育等の市の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

子ども・子育て会議の運営

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は市のホームページに掲載するとともに、広報誌「広報ひらど」にて計画の概要を紹介します。

本計画に関するご意見は随時担当部局（福祉部 こども未来課）にて受け付け、事業の見直しや推進への反映を図ります。

また、本計画にて実施する事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪など、あらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。



1 平戸市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 44 号

改正

平成 26 年 3 月 25 日条例第 4 号

平成 26 年 12 月 22 日条例第 33 号

平成 29 年 12 月 15 日条例第 36 号

令和 5 年 3 月 27 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項の規定に基づき、平戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（一部改正〔令和 5 年条例 7 号〕）

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第 1 項各号に規定する事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画に関する事務
- (3) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項を調査審議すること。

（一部改正〔平成26年条例33号・令和 5 年 7 号〕）

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

（一部改正〔平成26年条例33号〕）

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 平戸市子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和7年9月30日)

	分野		団体名	役職名	氏名
1	保護者	保育所	生月こども園	保護者	濱本 洋子
2		保育所	愛の園保育所	保護者	近藤 善弘
3		小学校	大島小 PTA	会員	松山 知恵子
4		小学校	度島小 PTA	会員	中瀬 咲子
5	関係機関	子育て支援団体	NPO しあわせの木	子育て支援 コーディネーター	田淵 真由美
6		保育所	平戸市保育会	会長	間瀬 光徳
7		幼稚園	やよい幼稚園	園長	山村 昭文
8		放課後児童クラブ	平戸学童保育所 なのはなクラブ	代表	山田 イネ子
9		療育関係団体	あったかさん 21	管理者	冠 真都子
10		医療機関	平戸市医師会	会長	柿添 圭嗣
11		母子保健推進員	母子保健推進員	推進員	諸藤 康子
12		主任児童委員	民生委員児童委員協議会 連合会	主任児童 委員部長	下川 伸之
13		社会福祉協議会	社会福祉協議会	事務局長	濱崎 隆広
14		雇用・労働関係団体	平戸商工会議所	女性会 幹事	里崎 雪
15	学識 経験者	小学校	平戸市校長会	代表	曾川 和則
16	行政	教育委員会	学校教育課	指導主事	松田 優子
17		福祉部	福祉部	部長	尾崎 利美

HIRADO-CITY

子どもが健やかで
笑顔とやさしさがあふれるまち



第3期平戸市
子ども・子育て
支援事業計画



発行年月 令和7年3月
発行 平戸市福祉部こども未来課
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
電話：0950-22-9137（直通）FAX：0950-22-4421